

後期高齢者医療制度の概要

(平成28年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	—————	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	—————	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	—————	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)		
2	被 保 険 者	—————	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)		
	年齢区分別の状況 …… (P 9)		
	異動事由別の状況 …… (P 9)		
	市町村別被保険者数 …… (P 10)		
3	保 険 料 の 賦 課	—————	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)		
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)		
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)		
4	保 険 料 の 徴 収	—————	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)		
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)		
	短期証等の交付状況 …… (P 22)		
	差押えの状況 …… (P 22)		
	不納欠損の状況 …… (P 22)		
5	保 険 給 付	—————	P 23～P 36
	医療費及び医療給付費 …… (P 26)		
	葬祭費 …… (P 27)		
	診療種別医療費の状況 …… (P 27)		
	1人当たり医療費の状況 …… (P 28)		
	市町村別医療費の状況 …… (P 29)		
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 30)		
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 31)		
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 33)		
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 34)		
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 35・P 36)		
6	医 療 費 の 適 正 化	—————	P 37
7	保 健 事 業	—————	P 38～P 41
	市町村別交付額の状況 …… (P 40)		
	市町村別交付額の状況（歯科） …… (P 41)		
8	決 算 の 状 況	—————	P 42～P 46
	一般会計決算の状況 …… (P 44)		
	特別会計決算の状況 …… (P 45・P 46)		
IV	年 表	—————	P 47～P 52

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成十四年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

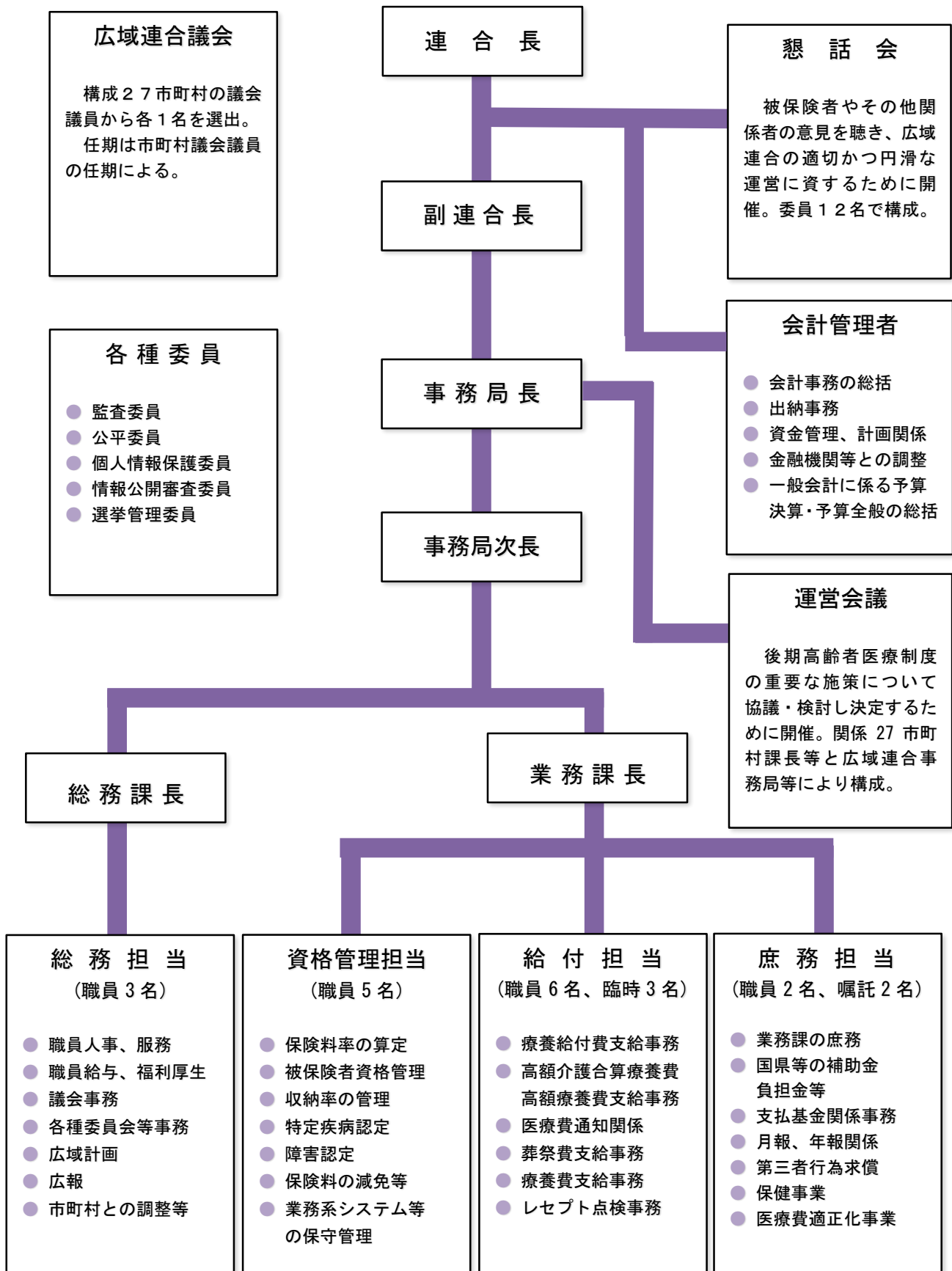
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割
	被保険者の保険料 1割

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

Ⅱ 後期高齢者医療広域連合の組織



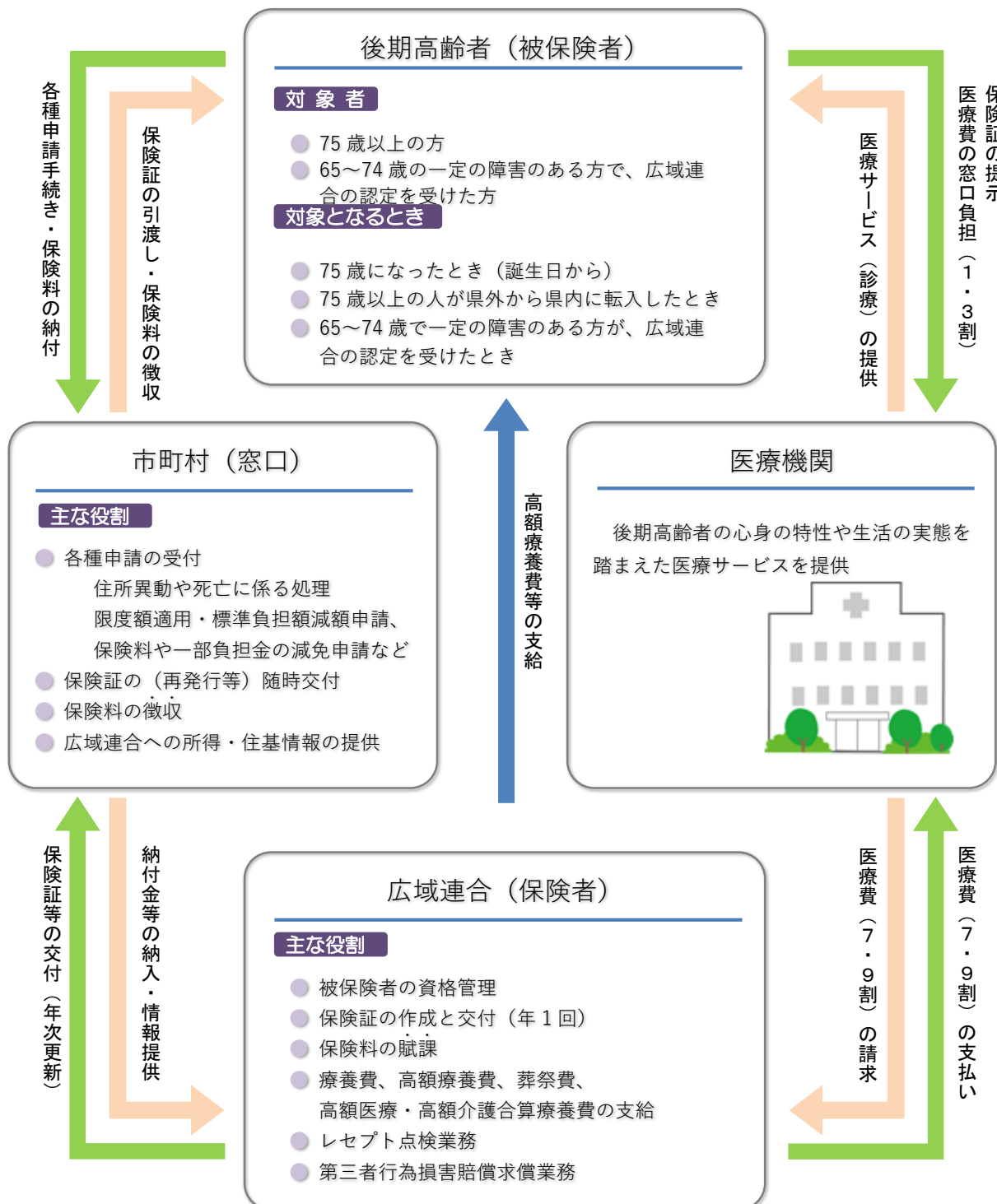
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

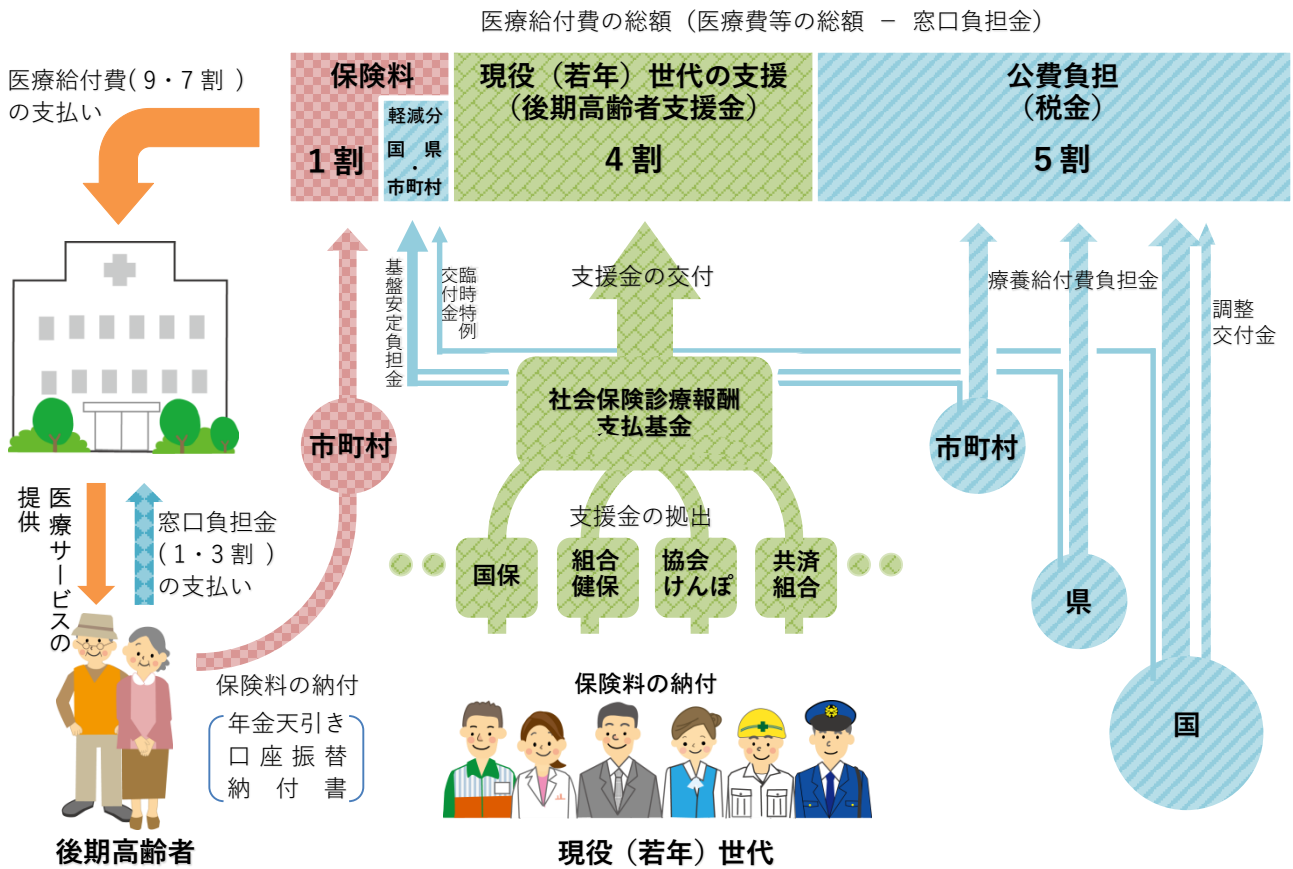
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



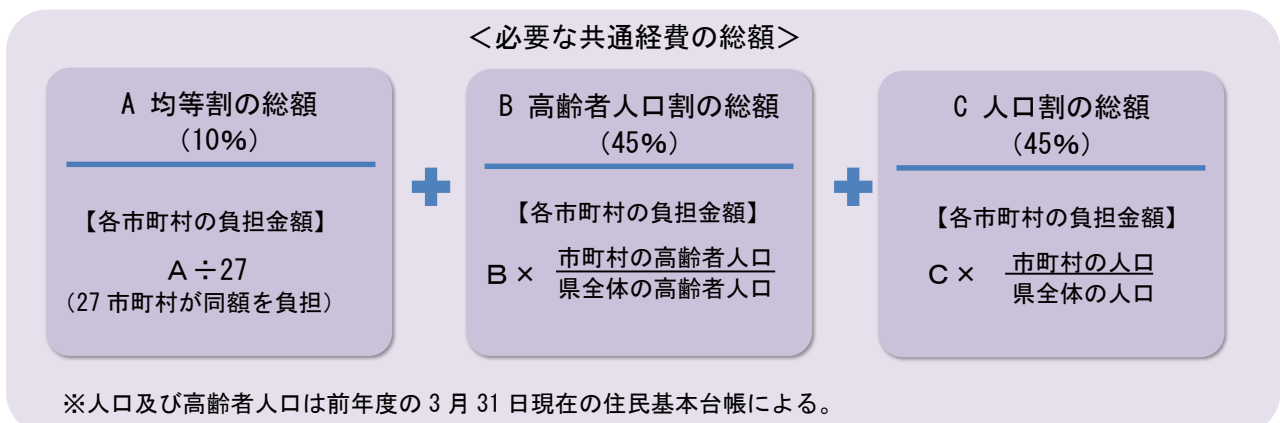
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、平成28・29年度は10.99%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金〔医療給付の財源〕の状況〔平成28年度〕

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲府市	998,632,210	659,358,397	8,527,100	1,666,517,707	1,868,136,807	455,393,800
2 富士吉田市	171,904,170	121,158,050	712,630	293,774,850	402,886,758	124,141,489
3 都留市	124,563,430	84,020,330	1,178,760	209,762,520	231,536,623	72,650,431
4 山梨市	176,827,200	118,610,210	2,299,752	297,737,162	381,117,620	97,026,387
5 大月市	153,633,760	60,932,730	1,473,762	216,040,252	297,197,625	82,248,919
6 韭崎市	123,030,290	58,224,400	680,480	181,935,170	246,865,892	69,860,994
7 南アルプス市	248,302,850	134,262,680	1,756,630	384,322,160	528,238,396	148,159,100
8 北杜市	271,225,710	118,704,240	1,877,676	391,807,626	484,251,731	146,722,395
9 甲斐市	264,801,030	164,153,960	790,970	429,745,960	465,595,706	115,746,210
10 笛吹市	264,545,920	211,436,870	3,030,270	479,013,060	626,017,185	154,855,477
11 上野原市	140,127,090	69,156,920	1,221,634	210,505,644	228,740,569	64,404,659
12 甲州市	173,708,580	105,308,880	1,583,311	280,600,771	347,583,441	91,734,045
13 中央市	86,988,700	71,073,430	442,150	158,504,280	194,353,862	50,200,773
14 市川三郷町	95,282,210	33,947,500	446,100	129,675,810	218,874,966	61,465,429
15 早川町	10,514,810	4,562,230	0	15,077,040	26,830,963	7,395,494
16 身延町	98,994,630	31,613,340	548,401	131,156,371	231,786,390	62,578,213
17 南部町	54,923,470	17,615,270	0	72,538,740	108,128,180	30,624,910
18 富士川町	82,012,860	40,688,680	1,125,190	123,826,730	151,278,698	49,488,830
19 昭和町	46,475,280	72,100,505	612,645	119,188,430	100,195,414	23,692,353
20 道志村	10,645,980	5,424,930	149,320	16,220,230	16,062,939	4,303,742
21 西桂町	12,282,980	7,468,300	0	19,751,280	38,537,519	10,564,498
22 忍野村	18,422,805	9,612,310	45,240	28,080,355	45,649,994	12,950,378
23 山中湖村	24,336,940	32,625,470	422,390	57,384,800	40,670,430	8,670,240
24 鳴沢村	10,633,790	8,750,340	140,720	19,524,850	20,788,572	7,085,070
25 富士河口湖町	90,838,880	61,138,860	1,414,670	153,392,410	187,007,530	50,793,954
26 小菅村	3,684,440	2,688,420	0	6,372,860	10,087,863	4,228,501
27 丹波山村	4,318,170	1,139,080	0	5,457,250	9,365,100	4,578,067
広域連合	3,761,658,185	2,305,776,332	30,479,801	6,097,914,318	7,507,786,773	2,011,564,358

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [平成 28 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	27 年度負担金
1 甲 府 市	191,664	28,328	1,745,863	48,074,100	49,537,534	99,358,000	100,874,000
2 富 士 吉 田 市	50,228	6,861	1,745,863	12,598,432	11,997,918	26,342,000	26,655,000
3 都 留 市	31,059	4,398	1,745,863	7,790,370	7,690,839	17,227,000	17,570,000
4 山 梨 市	36,089	5,934	1,745,863	9,052,019	10,376,861	21,175,000	21,567,000
5 大 月 市	25,775	4,854	1,745,863	6,465,011	8,488,252	16,699,000	17,170,000
6 韭 崎 市	30,404	4,013	1,745,863	7,626,080	7,017,584	16,390,000	16,758,000
7 南アルプス市	72,305	8,693	1,745,863	18,135,893	15,201,560	35,083,000	35,646,000
8 北 杜 市	47,927	8,514	1,745,863	12,021,284	14,888,540	28,656,000	29,177,000
9 甲 斐 市	74,810	7,478	1,745,863	18,764,209	13,076,874	33,587,000	33,495,000
10 笛 吹 市	70,599	9,698	1,745,863	17,707,986	16,959,016	36,413,000	36,818,000
11 上 野 原 市	24,385	4,102	1,745,863	6,116,365	7,173,220	15,035,000	15,293,000
12 甲 州 市	33,112	5,793	1,745,863	8,305,313	10,130,293	20,181,000	20,710,000
13 中 央 市	30,888	3,098	1,745,863	7,747,479	5,417,512	14,911,000	15,067,000
14 市川三郷町	16,509	3,282	1,745,863	4,140,868	5,739,275	11,626,000	11,876,000
15 早 川 町	1,115	372	1,745,863	279,670	650,521	2,676,000	2,760,000
16 身 延 町	13,016	3,416	1,745,863	3,264,737	5,973,603	10,984,000	11,464,000
17 南 部 町	8,307	1,795	1,745,863	2,083,602	3,138,939	6,968,000	7,188,000
18 富 士 川 町	15,810	2,821	1,745,863	3,965,541	4,933,119	10,645,000	10,857,000
19 昭 和 町	19,404	1,602	1,745,863	4,867,006	2,801,438	9,414,000	9,416,000
20 道 志 村	1,777	302	1,745,863	445,716	528,111	2,720,000	2,789,000
21 西 桂 町	4,478	564	1,745,863	1,123,194	986,274	3,855,000	3,907,000
22 忍 野 村	9,363	741	1,745,863	2,348,473	1,295,796	5,390,000	5,453,000
23 山 中 湖 村	5,807	735	1,745,863	1,456,540	1,285,304	4,488,000	4,526,000
24 鳴 沢 村	3,153	410	1,745,863	790,851	716,972	3,254,000	3,318,000
25 富士河口湖町	26,398	3,091	1,745,863	6,621,275	5,405,271	13,772,000	13,965,000
26 小 菅 村	728	201	1,745,863	182,601	351,491	2,280,000	2,312,000
27 丹 波 山 村	589	206	1,745,863	147,736	360,235	2,254,000	2,274,000
広 域 連 合	845,699	121,302	47,138,301	212,122,35	212,122,35	471,383,000	478,905,000

※ 市町村人口は、平成 28 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第 50 条)	
1	県内に住所を有する、75 歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1) の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第 51 条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある者で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

住所地特例対象施設 (高確法第 55 条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年 8 月 1 日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されます）。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。

被保険者名	後期 太郎		
被保険者番号	※※※※※※※※		
負担割合	1割	見 本	
有効期限	平成30年7月31日		

後期高齢者医療被保険者証 有効期限平成30年7月31日

被保険者番号	※※※※※※※※		
住 所	甲府市蓮沢一丁目15番35号		
氏 名	後 期 太 郎	性別	男
生 年 月 日	昭和10年10月10日		
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
効 期 日	平成20年 4月 1日		
交付年月日	平成29年 7月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 険 者 番 号	39190000		
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合		

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口 4月1日現在	人数	被保険者		[再掲] 障害認定者 人数	対前年度比
			加入率	対前年度比		
24 年度	846,145	116,325	13.75	1.62	1,726	▲12.92
25 年度	840,560	117,159	13.94	0.72	1,508	▲12.63
26 年度	834,346	118,473	14.20	1.12	1,334	▲11.54
27 年度	830,049	120,638	14.53	1.83	1,233	▲ 7.57
28 年度	823,835	123,337	14.97	2.24	1,133	▲ 8.11

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

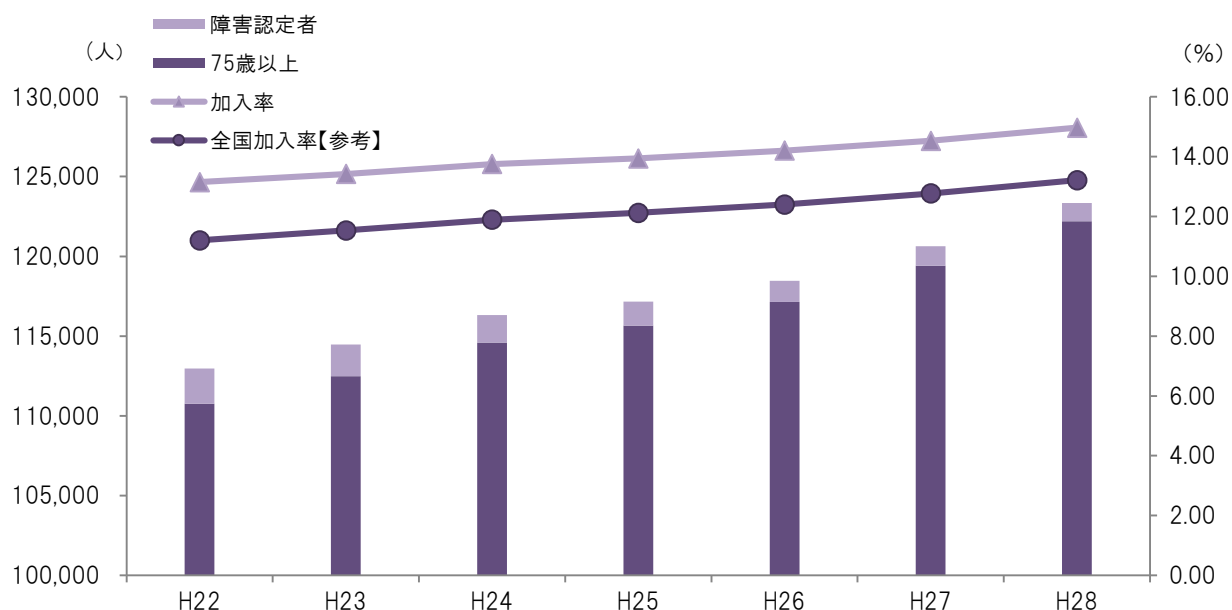
年 度	全国の人口	人数	被保険者		[再掲] 障害認定者 人数	対前年度比
			加入率	対前年度比		
24 年度	127,567,201	15,168,379	11.89	2.95	372,684	▲4.43
25 年度	127,354,303	15,435,518	12.12	1.76	366,922	▲1.55
26 年度	127,135,773	15,767,282	12.40	2.15	357,364	▲2.60
27 年度	127,111,844	16,236,819	12.77	2.98	343,313	▲3.93
28 年度	126,975,470	16,777,821	13.21	3.33	327,322	▲4.66

※ 全国の人口は、総務省の「人口推計、各月1日現在人口、月次、(4月1日現在)」による。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報」による。

※ 平成28年度数値は、速報値のため数値が変わる場合がある。

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
65 歳～69 歳	334	318	333	414	441
70 歳～74 歳	1,392	1,190	1,001	819	692
75 歳～79 歳	41,958	41,675	41,725	42,459	43,773
80 歳～84 歳	35,158	35,133	35,205	35,119	35,308
85 歳～89 歳	23,385	24,022	24,643	25,285	25,676
90 歳～94 歳	10,420	11,054	11,573	12,314	13,074
95 歳～99 歳	3,183	3,233	3,387	3,599	3,728
100 歳～	495	534	606	629	645
計	116,325	117,159	118,473	120,638	123,337
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	19,447	18,893	18,276	17,775	17,258

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
増	転入	374	361	309	347	309
	生活保護の廃止	34	34	52	64	53
	年齢到達	9,144	8,193	8,744	9,518	10,176
	その他	242	278	293	376	335
	計	9,794	8,866	9,398	10,305	10,873
減	転出	344	406	357	340	375
	生活保護の開始	114	156	176	180	220
	死亡	7,172	7,122	7,247	7,257	7,237
	その他	143	132	148	169	199
	計	7,773	7,816	7,928	7,946	8,031
増減差	転入－転出	30	▲ 45	▲ 48	7	▲ 66
	生活保護の廃止－開始	▲ 80	▲ 122	▲ 124	▲ 116	▲ 167
	年齢到達－死亡	1,972	1,071	1,497	2,261	2,939
	その他	99	146	145	207	136
	計	2,021	1,050	1,470	2,359	2,842

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [平成 28 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	28,679	23.2	28,285	445	39.3	2,515	14.6	1,906	28.9
2 富 士 吉 田 市	7,030	5.7	6,900	30	2.6	1,609	9.3	348	5.3
3 都 留 市	4,444	3.6	4,378	3	0.3	878	5.1	233	3.5
4 山 梨 市	6,026	4.9	5,962	47	4.1	723	4.2	330	5.0
5 大 月 市	4,909	4.0	4,857	13	1.1	902	5.2	181	2.7
6 韭 崎 市	4,049	3.3	4,020	65	5.7	573	3.3	169	2.6
7 南アルプス市	8,932	7.2	8,771	93	8.2	1,578	9.2	413	6.2
8 北 杜 市	8,628	7.0	8,549	35	3.1	1,160	6.7	330	5.0
9 甲 斐 市	7,808	6.3	7,557	21	1.9	901	5.2	463	7.0
10 笛 吹 市	9,833	8.0	9,665	86	7.6	1,207	7.0	593	9.0
11 上 野 原 市	4,174	3.4	4,105	5	0.4	614	3.6	216	3.3
12 甲 州 市	5,780	4.7	5,734	10	0.9	688	4.0	334	5.0
13 中 央 市	3,161	2.6	3,109	7	0.6	490	2.8	189	2.9
14 市川三郷町	3,369	2.7	3,365	86	7.6	536	3.1	87	1.3
15 早 川 町	376	0.3	373	1	0.1	40	0.2	13	0.2
16 身 延 町	3,390	2.7	3,427	62	5.5	548	3.2	88	1.3
17 南 部 町	1,827	1.5	1,842	31	2.7	323	1.9	41	0.6
18 富 士 川 町	2,799	2.3	2,800	23	2.0	470	2.7	117	1.8
19 昭 和 町	1,654	1.3	1,615	4	0.4	196	1.1	186	2.8
20 道 志 村	315	0.3	314	5	0.4	75	0.4	22	0.3
21 西 桂 町	605	0.5	582	11	1.0	156	0.9	10	0.2
22 忍 野 村	769	0.6	756	9	0.8	210	1.2	46	0.7
23 山 中 湖 村	744	0.6	729	1	0.1	67	0.4	79	1.2
24 鳴 沢 村	421	0.3	416	1	0.1	77	0.5	21	0.3
25 富士河口湖町	3,207	2.6	3,151	38	3.4	654	3.8	178	2.7
26 小 菅 村	207	0.2	208	1	0.1	38	0.2	6	0.1
27 丹 波 山 村	201	0.2	206	0	—	30	0.2	4	0.1
広 域 連 合	123,337	100.0%	121,675	1,133	100.0%	17,258	100.0%	6,603	100.0%

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

※ 年度平均は、3月から2月までを合算して12月で除した数値

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約1割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

高確法第104条により、医療の確保が著しく困難である地域等について(恒久措置)、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について(制度開始から6年間の経過措置)、不均一賦課ができる旨規定されています(差額は国県が1/2ずつ負担)。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行っていました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では50:50の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

<必要な保険料の総額>

均等割（総額） 原則 50 %
所得割（総額） 原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔28年度決算時点における調定割合は、
均等割 55.98 % : 所得割 44.02 %〕

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

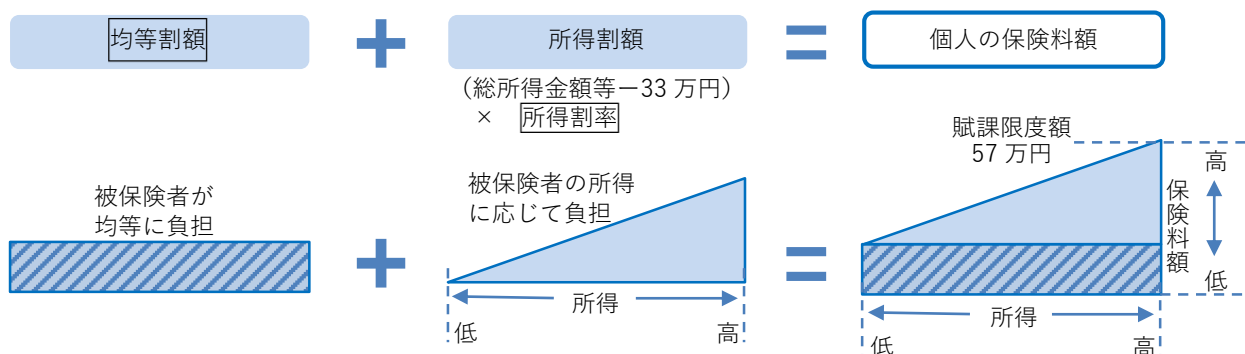
所得割率

所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
20・21年度	7.28 %	38,710 円
22・23年度	7.28 %	38,710 円
24・25年度	7.86 %	39,670 円
26・27年度	7.86 %	40,490 円
28・29年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料額

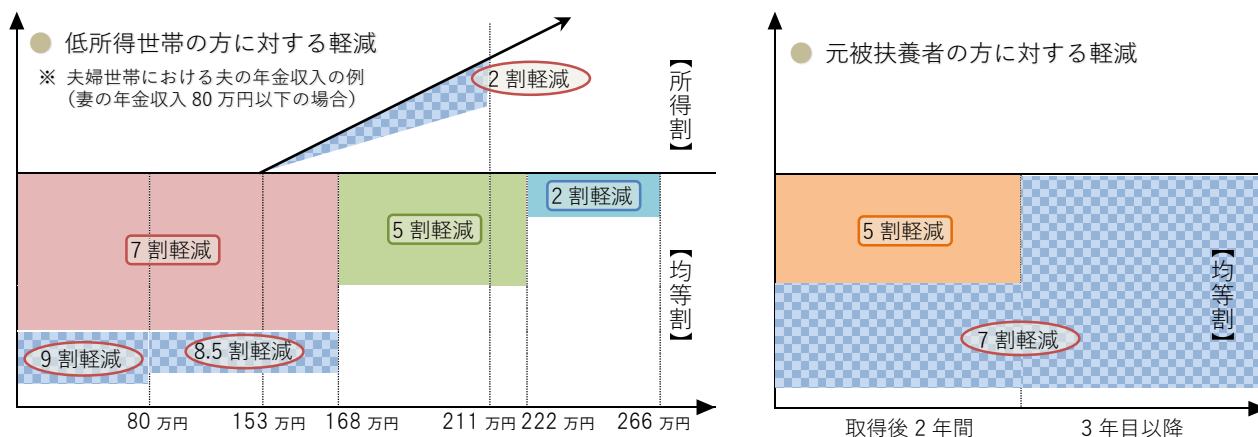
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（下図の網掛け部分の財源）として、県および市町村が保険基盤安定負担金（下図の低所得世帯の方に対する軽減の網掛け部分以外の財源）として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

総所得金額が 58 万円以下の場合、所得割を 2 割軽減（平成 28 年度は、5 割軽減）します。また、総所得金額等が一定以下の場合、均等割額を軽減します。

軽減割合		軽減となる条件（平成 29 年 4 月 1 日～）
所得割額	5 割	基礎控除額 33 万円控除後の総所得金額が 58 万円以下
	9 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得なし）
均等割額	8.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円
	5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数
	2 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
 公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から（制度上は 2 年間ですが、特例措置により期限なしで）所得割額は賦課されず、均等割額については平成 28 年度までは 9 割軽減、平成 29 年度は 7 割軽減、平成 30 年度は 5 割軽減されます。なお、平成 31 年度以降は、特例による軽減はなくなりますが、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

（５）保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるとされています。（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条）

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。（災害救助法適用市町村から転入等）

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

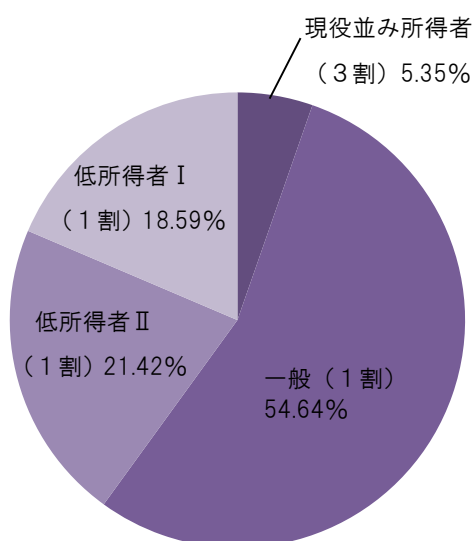
年度	被保険者								
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
24 年度	116,325	5,991	5.15	64,948	55.83	22,694	19.51	22,692	19.51
25 年度	117,159	6,067	5.18	65,199	55.65	23,272	19.86	22,621	19.31
26 年度	118,473	6,002	5.07	65,536	55.32	24,242	20.46	22,693	19.15
27 年度	120,638	6,074	5.03	65,979	54.69	25,510	21.15	23,075	19.13
28 年度	123,337	6,603	5.35	67,386	54.64	26,422	21.42	22,926	18.59

● 軽減被保険者の状況

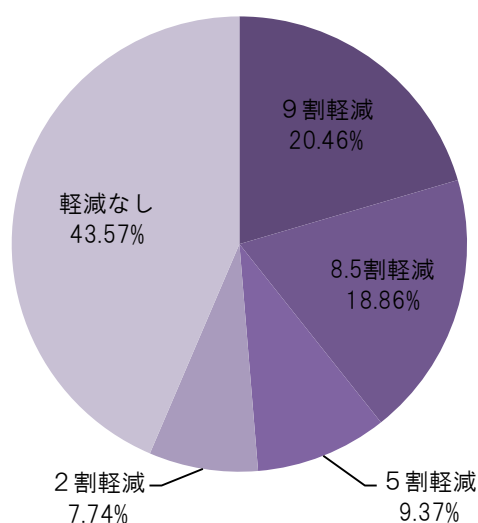
(年度末現在、単位：人、%)

軽減割合	24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	116,325	—	117,159	—	118,473	—	120,638	—	123,337	—
均等割 9 割軽減	24,927	21.43	24,960	21.30	24,745	20.89	25,254	20.93	25,232	20.46
均等割 8.5 割軽減	19,480	16.75	20,335	17.36	21,220	17.91	22,518	18.67	23,256	18.86
均等割 5 割軽減	3,484	3.00	3,603	3.08	9,538	8.05	10,700	8.87	11,555	9.37
均等割 2 割軽減	8,953	7.70	9,392	8.02	7,813	6.59	8,714	7.22	9,548	7.74
所得割 5 割軽減	11,973	10.29	12,357	10.55	12,768	10.78	13,473	11.17	14,295	11.59

● 所得区分の割合 [平成 28 年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [平成 28 年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度
均一賦課 所得割率	7.28%	7.28%	7.86%	7.86%	7.86%
均一賦課 均等割額	38,710 円	38,710 円	39,670 円	40,490 円	40,490 円
不均一賦課 調整割合	3/6	4/6	5/6	法附則に定める 6年の経過によ り解消	⇒
不均一賦課 (小菅村) 所得割率	5.90%	6.40%	7.30%		
不均一賦課 (小菅村) 均等割額	31,355 円	34,064 円	37,289 円		
賦課限度額 (法定)	50 (50) 万円	50 (50) 万円	55 (55) 万円	57 (57) 万円	57 (57) 万円

イ 賦課割合

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得割	42.82%	43.14%	42.94%	42.41%	43.16%	43.90%
均等割	57.18%	56.86%	57.06%	57.59%	56.84%	56.10%

※ 賦課割合は、本算定時（7月1日）の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
軽減前賦課額	69,370 円	69,766 円	70,956 円	70,311 円	71,233 円	72,176 円
増減額	2,908 円	396 円	1,190 円	▲645 円	922 円	943 円
対前年度比	4.38%	0.57%	1.71%	▲0.91%	1.31%	1.32%
軽減後賦課額	47,928 円	48,343 円	48,426 円	47,453 円	48,566 円	50,927 円
増減額	2,298 円	415 円	83 円	▲973 円	1,113 円	2,361 円
対前年度比	5.04%	0.87%	0.17%	▲2.01%	2.35%	4.86%

※ 各項目の数値は、本算定時（7月1日）の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したもの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したもの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、%)

	均一保険料率						被保険者一人当たり平均保険料額			
	26-27 年度		28-29 年度				22-23 年度	24-25 年度	26-27 年度	28-29 年度 (見込み)
	被保険者 均等割額	所得割率	被保険者 均等割額	(順位)	所得割率	(順位)	保険料 額	保険料額	保険料額	保険料額 (順位)
全 国	44,980	8.88	45,289		9.09		5,249	5,569	5,632	5,659
北 海 道	51,472	10.52	49,809	(8)	10.51	(5)	5,415	5,610	5,483	5,282 (15)
青 森 県	40,514	7.41	40,514	(40)	7.41	(45)	3,322	3,331	3,195	3,197 (46)
岩 手 県	38,000	7.36	38,000	(46)	7.36	(46)	3,147	3,142	3,310	3,256 (45)
宮 城 県	42,960	8.56	42,480	(33)	8.54	(33)	4,435	4,742	4,910	4,784 (24)
秋 田 県	39,710	8.07	39,710	(43)	8.07	(38)	3,101	3,319	3,130	2,963 (47)
山 形 県	39,500	7.84	41,700	(37)	8.58	(31)	3,327	3,503	3,456	3,536 (43)
福 島 県	41,700	8.19	41,700	(37)	8.19	(37)	3,747	3,808	4,010	4,007 (41)
茨 城 県	39,500	8.00	39,500	(44)	8.00	(40)	4,173	4,484	4,498	4,510 (28)
栃 木 県	43,200	8.54	43,200	(31)	8.54	(33)	4,080	4,691	4,641	4,484 (31)
群 馬 県	43,600	8.60	43,600	(29)	8.60	(29)	4,289	4,762	4,726	4,666 (27)
埼 玉 県	42,440	8.29	42,070	(36)	8.34	(35)	5,977	6,270	6,179	6,168 (8)
千 葉 県	38,700	7.43	40,400	(42)	7.93	(41)	5,496	5,537	5,622	5,818 (10)
東 京 都	42,200	8.98	42,400	(35)	9.07	(20)	7,214	7,746	8,097	7,958 (1)
神奈川県	42,580	8.30	43,429	(30)	8.66	(28)	7,081	7,430	7,507	7,632 (2)
新 潟 県	35,300	7.15	35,300	(47)	7.15	(47)	3,595	3,626	3,501	3,463 (44)
富 山 県	43,800	8.60	43,800	(27)	8.60	(29)	4,528	5,041	4,866	4,857 (23)
石 川 県	47,520	9.33	47,520	(16)	9.33	(14)	4,897	5,310	5,148	5,022 (19)
福 井 県	43,700	7.90	43,700	(28)	7.90	(42)	4,509	4,619	4,487	4,497 (29)
山 梨 県	40,490	7.86	40,490	(41)	7.86	(43)	3,873	4,097	4,078	4,069 (40)
長 野 県	40,347	8.10	40,907	(39)	8.30	(36)	3,957	4,213	4,465	4,449 (32)
岐 阜 県	41,840	7.99	42,690	(32)	8.55	(32)	4,520	4,723	4,737	4,939 (20)
静 岡 県	38,500	7.57	39,500	(44)	7.85	(44)	4,964	5,091	5,075	5,175 (17)
愛 知 県	45,761	9.00	46,984	(18)	9.54	(12)	6,315	6,664	6,845	7,003 (3)
三 重 県	43,050	8.30	43,870	(26)	9.06	(21)	4,100	4,461	4,786	4,865 (22)
滋 賀 県	44,886	8.73	45,242	(22)	8.94	(23)	4,671	5,180	5,443	5,518 (13)
京 都 府	47,480	9.17	48,220	(14)	9.61	(11)	5,953	6,190	6,076	6,206 (7)
大 阪 府	52,607	10.41	51,649	(6)	10.41	(6)	6,639	6,999	6,887	6,740 (4)
兵 庫 県	47,603	9.70	48,297	(13)	10.17	(7)	5,892	6,321	6,451	6,426 (5)
奈 良 県	44,700	8.57	44,800	(23)	8.92	(25)	5,351	5,746	5,916	5,960 (9)
和歌山県	44,730	8.55	44,177	(25)	8.93	(24)	4,146	4,264	4,251	4,201 (37)
鳥 取 県	42,480	8.07	42,480	(33)	8.07	(38)	3,976	3,989	4,004	4,086 (39)
島 根 県	43,440	8.53	45,840	(21)	9.28	(15)	3,630	4,006	3,955	4,202 (36)
岡 山 県	46,300	9.15	49,200	(9)	9.87	(10)	4,926	5,166	5,136	5,494 (14)
広 島 県	44,032	8.43	44,795	(24)	8.97	(22)	5,220	5,641	5,504	5,597 (12)
山 口 県	50,431	10.17	52,390	(4)	10.52	(4)	5,341	5,621	5,715	5,785 (11)
徳 島 県	51,273	10.02	52,913	(3)	10.98	(3)	3,970	4,479	4,517	4,696 (25)
香 川 県	47,200	8.81	47,300	(17)	9.26	(16)	5,226	5,226	5,123	5,198 (16)
愛 媛 県	45,231	9.05	46,308	(20)	9.16	(18)	4,101	4,458	4,417	4,433 (33)
高 知 県	51,793	10.35	54,394	(2)	11.42	(1)	4,409	4,879	4,748	4,932 (21)
福 岡 県	56,584	11.47	56,085	(1)	11.17	(2)	6,194	6,566	6,560	6,376 (6)
佐 賀 県	51,800	9.88	51,800	(5)	9.88	(9)	4,466	4,742	4,706	4,683 (26)
長 崎 県	46,800	8.80	46,800	(19)	8.80	(26)	4,124	4,326	4,396	4,356 (34)
熊 本 県	47,900	9.26	47,900	(15)	9.26	(16)	4,299	4,394	4,249	4,211 (35)
大 分 県	48,500	9.52	48,500	(10)	9.52	(13)	4,385	4,641	4,491	4,489 (30)
宮 崎 県	48,400	9.08	48,400	(12)	9.08	(19)	3,558	3,893	4,028	4,000 (42)
鹿児島県	51,500	9.32	51,500	(7)	9.97	(8)	3,684	3,917	4,001	4,114 (38)
沖 縄 県	48,440	8.80	48,440	(11)	8.80	(26)	4,590	4,884	5,026	5,105 (18)

● 「後期高齢者医療事業状況報告」より

● 均一保険料率は、平成 28 年度・平成 29 年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。

● 平成 28-29 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

● 平成 22-23 年度～平成 26-27 年度までの被保険者一人当たり平均保険料額(実績)は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	Ⓐ		Ⓐ		Ⓐ		ⓐ		ⓐ		ⓐ	
普通徴収(口座振替・納付書)				ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	ⓐ	

Ⓐ … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

ⓐ … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09 %（拠出率）を積み立て、平成 25 年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、平成 28・29 年度については、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度比
24 年度	5,666,865,690	100.00	5,621,332,110	99.20	▲0.05
現年度分	5,652,667,360	99.75	5,608,749,270	99.22	▲0.07
特別徴収	3,627,329,540	64.17	3,627,329,540	100.00	0.00
普通徴収	2,025,337,820	35.83	1,981,419,730	97.83	▲0.09
過年度分	14,198,330	0.25	12,582,840	88.62	4.30
25 年度	5,785,462,150	100.00	5,745,842,028	99.32	0.12
現年度分	5,766,476,960	99.67	5,727,662,088	99.33	0.11
特別徴収	3,684,584,620	63.90	3,684,572,020	100.00	0.00
普通徴収	2,081,892,340	36.10	2,043,090,068	98.14	0.31
過年度分	18,985,190	0.33	18,179,940	95.76	7.14
26 年度	5,823,326,210	100.00	5,793,243,623	99.48	0.17
現年度分	5,808,628,610	99.75	5,779,217,283	99.49	0.17
特別徴収	3,695,731,560	63.62	3,695,731,560	100.00	0.00
普通徴収	2,112,897,050	36.38	2,083,485,723	98.61	0.48
過年度分	14,697,600	0.25	14,026,340	95.43	▲0.32
27 年度	5,817,974,850	100.00	5,784,100,945	99.42	▲0.06
現年度分	5,800,801,170	99.70	5,768,432,345	99.44	▲0.05
特別徴収	3,615,455,210	62.33	3,615,455,210	100.00	0.00
普通徴収	2,185,345,960	37.67	2,152,977,135	98.52	▲0.09
過年度分	17,173,680	0.30	15,668,600	91.24	▲4.19
28 年度	6,083,030,600	100.00	6,051,892,393	99.49	0.07
現年度分	6,065,512,250	99.71	6,034,986,513	99.50	0.06
特別徴収	3,748,617,490	61.80	3,748,617,490	100.00	0.00
普通徴収	2,316,894,760	38.20	2,286,369,023	98.68	0.16
過年度分	17,518,350	0.29	16,905,880	96.50	5.26

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度比	不納欠損額
24 年度	76,671,070	33,270,535	43.39	1.12	10,302,570
25 年度	77,834,565	38,409,249	49.35	5.95	8,734,270
26 年度	69,975,408	33,621,563	48.05	▲1.30	8,324,015
27 年度	57,388,957	30,093,392	52.44	4.39	6,324,920
28 年度	54,418,700	30,426,341	55.91	3.48	4,966,977

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

● 市町村別収納状況〔平成 28 年度〕

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率
	現年度分 特別徴収	現年度分 普通徴収	過年度分	計	構成 比率			
1 甲 府 市	994,048,790	663,151,290	5,382,570	1,662,582,650	27.33	1,653,094,729	9,487,921	99.43
2 富 士 吉 田 市	171,459,020	120,898,000	1,049,960	293,406,980	4.82	292,899,542	507,438	99.83
3 都 留 市	124,597,950	84,161,780	941,600	209,701,330	3.45	208,281,680	1,419,650	99.32
4 山 梨 市	175,947,540	120,825,540	615,890	297,388,970	4.89	294,894,530	2,494,440	99.16
5 大 月 市	153,308,570	60,919,050	338,750	214,566,370	3.53	213,926,957	639,413	99.70
6 韭 崎 市	122,572,370	58,786,840	199,830	181,559,040	2.99	180,729,985	829,055	99.54
7 南アルプス市	247,856,990	136,479,380	732,200	385,068,570	6.33	382,128,170	2,940,400	99.24
8 北 杜 市	270,743,400	119,524,020	379,760	390,647,180	6.42	389,483,750	1,163,430	99.70
9 甲 斐 市	264,625,770	164,214,690	693,070	429,533,530	7.06	428,775,650	757,880	99.82
10 笛 吹 市	263,696,160	211,079,600	2,061,220	476,836,980	7.84	474,230,240	2,606,740	99.45
11 上 野 原 市	139,828,660	69,906,720	271,920	210,007,300	3.45	209,085,180	922,120	99.56
12 甲 州 市	174,416,670	105,782,830	1,585,880	281,785,380	4.63	279,910,520	1,874,860	99.33
13 中 央 市	87,012,180	71,175,620	271,830	158,459,630	2.61	158,236,830	222,800	99.86
14 市 川 三 郷 町	94,928,320	33,653,070	401,920	128,983,310	2.12	128,355,090	628,220	99.51
15 早 川 町	10,514,030	4,359,780	207,030	15,080,840	0.25	15,080,840	0	100.00
16 身 延 町	98,429,120	31,725,220	96,120	130,250,460	2.14	129,855,050	395,410	99.70
17 南 部 町	54,854,940	17,439,460	250,210	72,544,610	1.19	72,538,540	6,070	99.99
18 富 士 川 町	79,575,230	39,999,210	674,700	120,249,140	1.98	118,398,400	1,850,740	98.46
19 昭 和 町	46,344,170	72,913,960	296,950	119,555,080	1.97	119,051,460	503,620	99.58
20 道 志 村	10,640,590	6,070,210	0	16,710,800	0.27	16,428,330	282,470	98.31
21 西 桂 町	12,217,580	7,357,850	28,290	19,603,720	0.32	19,585,370	18,350	99.91
22 忍 野 村	18,260,600	9,337,930	437,090	28,035,620	0.46	27,921,640	113,980	99.59
23 山 中 湖 村	24,331,270	33,397,890	348,660	58,077,820	0.95	57,237,430	840,390	98.55
24 鳴 沢 村	10,620,170	8,647,070	136,850	19,404,090	0.32	19,404,090	0	100.00
25 富士河口湖町	90,411,610	61,632,800	116,050	152,160,460	2.50	151,528,850	631,610	99.58
26 小 菅 村	3,664,440	2,401,790	0	6,066,230	0.10	6,066,230	0	100.00
27 丹 波 山 村	3,711,350	1,053,160	0	4,764,510	0.08	4,763,310	1,200	99.97
広 域 連 合	3,748,617,490	2,316,894,760	17,518,350	6,083,030,600	100.00	6,051,892,393	31,138,207	99.49

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	15,651,287	28.76	8,511,400	7,139,887	54.38	1,542,470	9.86
2 富 士 吉 田 市	1,338,670	2.46	712,630	626,040	53.23	133,550	9.98
3 都 留 市	2,482,080	4.56	1,178,760	1,303,320	47.49	240,810	9.70
4 山 梨 市	3,879,040	7.13	2,299,102	1,579,938	59.27	248,430	6.40
5 大 月 市	2,575,710	4.73	1,473,762	1,101,948	57.22	107,840	4.19
6 韭 崎 市	1,406,040	2.58	680,480	725,560	48.40	237,010	16.86
7 南アルプス市	2,576,160	4.74	1,756,630	819,530	68.19	75,610	2.93
8 北 杜 市	3,113,190	5.72	1,877,676	1,235,514	60.31	77,910	2.50
9 甲 斐 市	1,930,990	3.55	790,970	1,140,020	40.96	6,610	0.34
10 笛 吹 市	5,705,070	10.48	3,030,270	2,674,800	53.12	995,050	17.44
11 上 野 原 市	1,871,750	3.44	1,221,634	650,116	65.27	313,800	16.77
12 甲 州 市	3,332,190	6.12	1,583,311	1,748,879	47.52	382,310	11.47
13 中 央 市	697,090	1.28	442,150	254,940	63.43	87,720	12.58
14 市 川 三 郷 町	832,900	1.53	445,960	386,940	53.54	0	0.00
15 早 川 町	—	—	—	—	—	—	—
16 身 延 町	1,443,801	2.65	511,431	932,370	35.42	0	0.00
17 南 部 町	—	—	—	—	—	—	—
18 富 士 川 町	1,709,000	3.14	1,125,190	583,810	65.84	0	0.00
19 昭 和 町	938,425	1.73	612,645	325,780	65.28	0	0.00
20 道 志 村	280,310	0.52	149,320	130,990	53.27	0	0.00
21 西 桂 町	—	—	—	—	—	—	—
22 忍 野 村	45,240	0.08	45,240	0	100.00	0	0.00
23 山 中 湖 村	799,870	1.47	422,390	377,480	52.81	336,990	42.13
24 鳴 沢 村	140,720	0.26	140,720	0	100.00	0	0.00
25 富士河口湖町	1,669,167	3.07	1,414,670	254,497	84.75	180,867	10.84
26 小 菅 村	—	—	—	—	—	—	—
27 丹 波 山 村	—	—	—	—	—	—	—
広 域 連 合	54,418,700	100.00	30,426,341	23,992,359	55.91	4,966,977	9.13

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	8月1日 現在	割合	短期証交付者数					資格証明書交付者数	
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	その他	8月1日 現在	割合
24年度	114,830	402	0.35	4	113	6	278	1	0	0.00
25年度	116,434	315	0.27	0	125	9	181	0	0	0.00
26年度	117,194	397	0.34	7	139	17	234	0	0	0.00
27年度	118,921	421	0.35	0	175	3	243	0	0	0.00
28年度	121,332	425	0.35	11	197	1	215	1	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
24年度	3	0	2	3	1,574 千円
25年度	11	0	0	5	1,111 千円
26年度	11	0	4	6	2,680 千円
27年度	14	1	0	11	3,332 千円
28年度	21	1	1	18	1,467 千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
24年度	870	10,302,570	死亡（相続人なし）、生活困窮、居所不明、時効
25年度	805	8,734,270	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
26年度	883	8,324,015	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、時効
27年度	769	6,324,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
28年度	554	4,990,587	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口に出すと1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1

災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3

事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2

世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4

干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

(3) 療養の給付等

被保険者は、病気にかかったり負傷した場合に、かかった医療費の1割若しくは3割（前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

(4) 療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）、医師の同意に基づき柔道整復師の治療を受けた場合など、窓口で一旦医療費の全額を自己負担していただきますが、申請により保険者負担分の金額を給付しています。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた

(5) 高額療養費

被保険者が1か月に支払った一部負担金の合計（病院や調剤薬局などの区別なく合算し、同じ世帯に被保険者が複数人いる場合は合算できますが、入院時の食費の標準負担額は合算できません。）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されるものです。

所得区分	外 来	世帯（外来＋入院）
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
一 般	14,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税	低所得者Ⅱ	24,600 円
	低所得者Ⅰ	15,000 円

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分	後期高齢者医療 ＋ 介護保険
現役並み所得者	670,000 円
一般	560,000 円
住民税非課税	低所得者Ⅱ 310,000 円
	低所得者Ⅰ 190,000 円

（７）入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者・一般		360 円
低所得者Ⅱ	入院期間が 90 日まで	210 円
	入院期間が 91 日以上 (過去 12 か月)	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

（８）移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者 一般	460 円※1	320 円※2
低所得者Ⅱ	210 円	
低所得者Ⅰ	130 円	
高齢福祉年 金受給者	100 円	0 円

※1 一部医療機関では 420 円の場合があります。

※2 平成 29 年 10 月 1 日から 370 円

（９）訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

（１０）葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費 5 万円が支給されます。

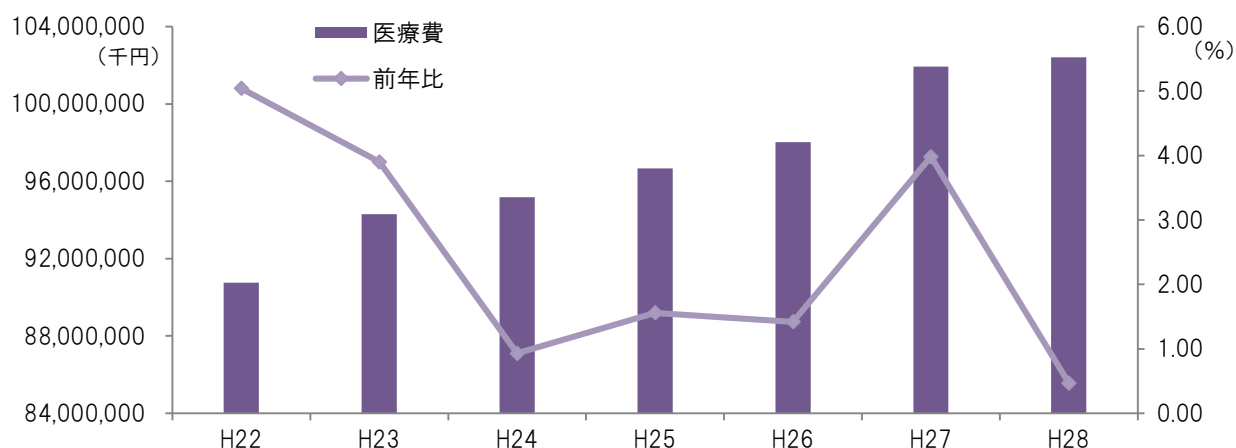
★ 限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税である低所得の方については、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食費等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
交付年月日 年 月 日			
被保険者番号			
被 保 険 者	住 所		
	氏 名		男・女
	生年月日		
発 効 期 日		年 月 日	
有 効 期 限		年 月 日	
適 用 区 分			
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
23 年度	94,297,426,495	3.90	86,339,912,882	3,197,654,974	68,707,229	7,957,513,613	91.56
3 割	4,777,018,900	2.84	3,857,114,919	509,072,468	4,329,669	919,903,981	80.74
1 割	89,520,407,595	3.96	82,482,797,963	2,688,582,506	64,377,560	7,037,609,632	92.14
24 年度	95,175,509,921	0.93	87,307,386,688	3,276,496,041	57,143,427	7,868,123,233	91.73
3 割	4,530,578,294	▲5.16	3,687,340,335	474,605,104	4,127,815	843,237,959	81.39
1 割	90,644,931,627	1.26	83,620,046,353	2,801,890,937	53,015,612	7,024,885,274	92.25
25 年度	96,658,831,640	1.56	88,649,218,482	3,338,015,644	66,653,142	8,009,613,158	91.71
3 割	4,673,232,834	3.15	3,778,236,191	502,997,692	3,276,834	894,996,643	80.85
1 割	91,985,598,806	1.48	84,870,982,291	2,835,017,952	63,376,308	7,114,616,515	92.27
26 年度	98,028,375,504	1.42	89,937,090,383	3,384,600,965	73,851,682	8,091,285,121	91.75
3 割	4,554,306,939	▲2.54	3,678,214,150	468,519,575	5,743,205	876,092,789	80.76
1 割	93,474,068,565	1.62	86,258,876,233	2,916,081,390	68,108,477	7,215,192,332	92.28
27 年度	101,927,143,804	3.98	93,778,103,520	3,676,157,031	69,417,348	8,149,040,284	92.01
3 割	4,587,534,586	0.73	3,750,124,193	496,950,335	4,407,892	837,410,393	81.75
1 割	97,339,609,218	4.14	90,027,979,327	3,179,206,696	65,009,456	7,311,629,891	92.49
28 年度	102,408,574,096	0.47	94,016,788,052	3,766,346,783	90,033,592	8,391,786,044	91.81
3 割	4,813,647,568	4.93	3,923,346,628	530,993,191	7,766,633	890,300,940	81.50
1 割	97,594,926,528	0.26	90,093,441,424	3,235,353,592	82,266,959	7,501,485,104	92.31

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年 度	件 数	給 付 額	1 件当たり額
24 年度	7,055	352,750,000	50,000
25 年度	6,843	342,150,000	50,000
26 年度	7,273	363,650,000	50,000
27 年度	7,150	357,500,000	50,000
28 年度	7,063	353,150,000	50,000

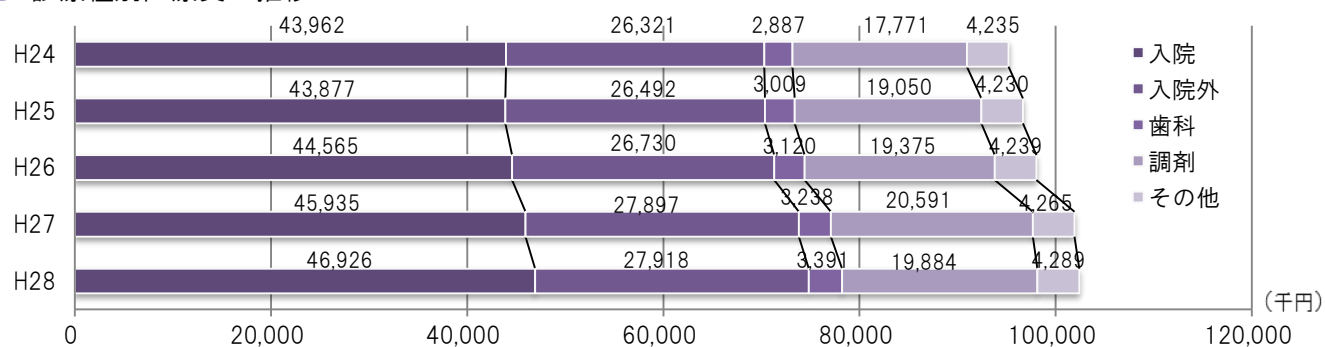
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年 比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
24 年度 費用額 件数	95,175,510 3,179,680	0.93 3.09	43,962,324 89,466	26,320,525 1,704,650	2,887,224 177,034	17,770,668 1,135,223	266,806 3,230	2,773,025 83,827	1,194,938 70,077
25 年度 費用額 件数	96,658,832 3,254,249	1.56 2.35	43,877,178 88,167	26,492,455 1,725,446	3,009,419 187,944	19,049,997 1,177,008	281,980 3,566	2,750,887 83,038	1,196,916 72,118
26 年度 費用額 件数	98,028,376 3,308,180	1.42 1.66	44,565,343 89,272	26,729,908 1,744,006	3,119,803 200,061	19,374,800 1,200,830	310,382 3,741	2,764,144 84,192	1,163,995 70,270
27 年度 費用額 件数	101,927,144 3,382,270	3.98 2.24	45,935,458 90,276	27,897,090 1,772,588	3,237,878 212,486	20,591,223 1,231,236	298,860 3,924	2,778,062 85,334	1,188,573 71,760
28 年度 費用額 件数	102,408,574 3,469,796	0.47 2.59	46,926,391 91,849	27,917,996 1,807,667	3,391,044 223,382	19,884,400 1,269,872	365,306 4,776	2,758,015 86,902	1,165,422 72,214

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



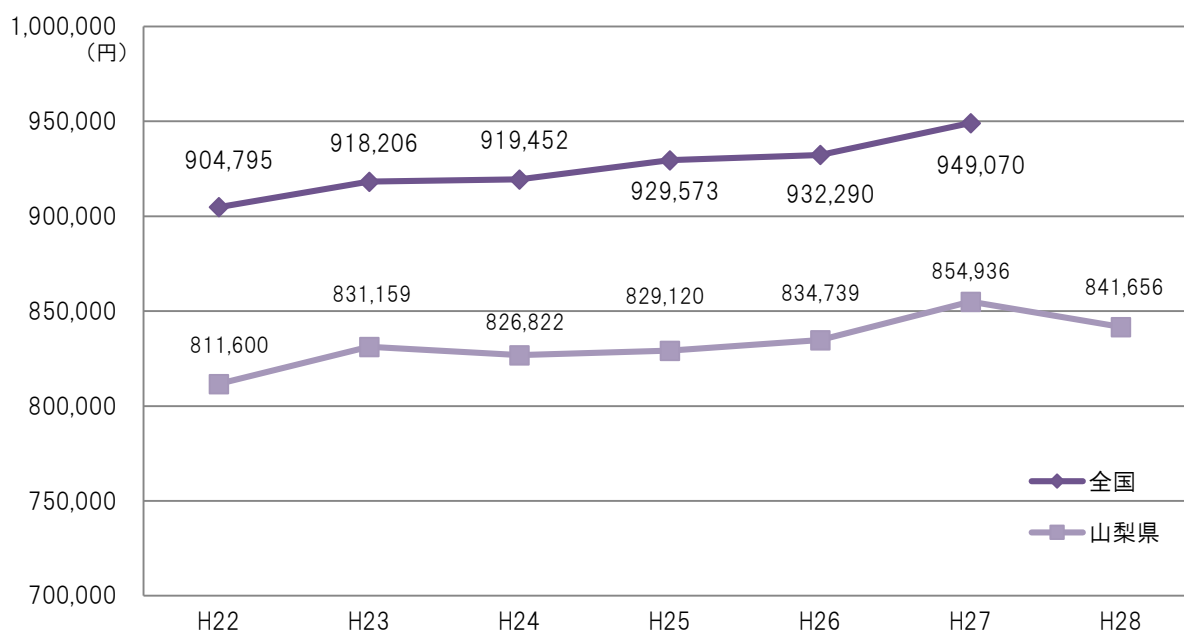
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
24 年度	826,822	▲0.52	381,916	228,655	25,082	154,380	2,318	24,090	10,381
3 割	758,891	▲3.37	315,361	235,200	30,168	150,341	1,465	16,482	9,874
1 割	830,538	▲0.37	385,556	228,297	24,804	154,601	2,365	24,506	10,409
25 年度	829,120	0.28	376,370	227,247	25,814	163,407	2,419	23,596	10,267
3 割	783,574	3.25	327,457	237,207	31,333	159,627	1,716	16,731	9,503
1 割	831,576	0.12	379,007	226,710	25,517	163,611	2,457	23,966	10,308
26 年度	834,739	0.68	379,486	227,613	26,566	164,982	2,643	23,537	9,912
3 割	765,173	▲2.35	312,296	231,152	31,265	161,903	2,965	15,653	9,938
1 割	838,453	0.83	383,073	227,424	26,315	165,146	2,626	23,958	9,910
27 年度	854,936	2.42	385,293	233,993	27,158	172,713	2,507	23,302	9,970
3 割	772,442	0.95	308,091	236,865	31,439	168,189	2,413	14,627	10,818
1 割	859,268	2.48	388,366	233,802	26,932	172,948	2,511	24,788	9,921
28 年度	841,656	▲1.55	385,670	229,447	27,870	163,422	3,002	22,667	9,578
3 割	767,972	▲0.58	316,335	231,719	32,731	160,011	2,851	15,476	8,849
1 割	845,659	▲1.58	389,436	229,324	27,606	163,608	3,011	23,058	9,616

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移（全国との比較）



※ 全国は、厚生労働省『後期高齢者医療事業年報』による。（対象期間は3月から2月）

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	24 年度 医療費	25 年度 医療費	26 年度 医療費	27 年度 医療費	28 年度 医療費
1 甲 府 市	23,838,489	24,414,662	24,769,039	25,687,604	25,721,928
2 富 士 吉 田 市	5,082,829	5,116,397	5,143,230	5,466,813	5,516,397
3 都 留 市	3,171,013	3,132,376	3,091,612	3,141,656	3,192,437
4 山 梨 市	5,204,488	5,114,148	5,253,075	5,259,824	5,182,194
5 大 月 市	3,873,854	3,657,237	3,781,373	4,015,534	3,993,785
6 韭 崎 市	3,031,812	3,205,571	3,189,420	3,291,820	3,341,134
7 南アルプス市	6,485,425	6,634,186	6,672,740	6,954,990	7,119,441
8 北 杜 市	6,071,746	6,160,425	6,347,283	6,621,192	6,500,644
9 甲 斐 市	5,366,159	5,678,321	5,831,201	6,150,126	6,364,190
10 笛 吹 市	8,101,297	8,258,444	8,339,069	8,662,331	8,589,082
11 上 野 原 市	2,641,977	2,698,200	2,719,108	3,056,130	3,134,218
12 甲 州 市	4,616,269	4,776,055	4,733,245	4,673,086	4,739,060
13 中 央 市	2,295,180	2,358,202	2,394,364	2,600,084	2,628,984
14 市 川 三 郷 町	2,553,478	2,540,607	2,467,771	2,634,014	2,905,447
15 早 川 町	350,489	357,811	326,978	368,159	358,962
16 身 延 町	2,983,544	2,930,102	2,964,395	3,167,248	3,074,425
17 南 部 町	1,610,755	1,487,116	1,468,712	1,424,314	1,434,630
18 富 士 川 町	2,084,548	2,079,247	2,153,807	2,178,683	2,049,269
19 昭 和 町	1,104,839	1,184,452	1,241,514	1,371,762	1,500,656
20 道 志 村	230,063	234,856	226,132	237,744	221,407
21 西 桂 町	423,681	473,243	493,837	457,985	507,445
22 忍 野 村	630,068	618,629	675,285	698,232	621,794
23 山 中 湖 村	583,403	544,078	555,917	573,282	580,464
24 鳴 沢 村	269,854	264,435	301,443	292,219	289,983
25 富士河口湖町	2,288,252	2,464,353	2,579,874	2,672,349	2,583,532
26 小 菅 村	118,196	150,730	175,755	142,384	133,885
27 丹 波 山 村	163,802	124,949	132,197	127,579	123,181
広 域 連 合	95,175,510	96,658,832	98,028,376	101,927,144	102,408,574

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	24 年度 療養給付費	25 年度 療養給付費	26 年度 療養給付費	27 年度 療養給付費	28 年度 療養給付費
1 甲 府 市	21,860,768	22,386,533	22,736,379	23,637,852	23,669,904
2 富 士 吉 田 市	4,680,727	4,699,810	4,704,927	5,027,059	5,033,875
3 都 留 市	2,898,986	2,866,586	2,829,183	2,870,523	2,916,663
4 山 梨 市	4,785,492	4,696,524	4,836,323	4,840,979	4,759,697
5 大 月 市	3,555,875	3,354,184	3,471,720	3,698,810	3,673,652
6 韭 崎 市	2,774,213	2,939,644	2,922,961	3,026,395	3,064,437
7 南アルプス市	5,946,774	6,083,337	6,102,074	6,392,308	6,536,292
8 北 杜 市	5,571,307	5,656,885	5,814,769	6,099,846	5,965,022
9 甲 斐 市	4,920,541	5,216,280	5,367,427	5,672,189	5,843,566
10 笛 吹 市	7,444,474	7,579,934	7,669,861	7,975,841	7,880,280
11 上 野 原 市	2,409,756	2,456,286	2,482,723	2,801,409	2,862,622
12 甲 州 市	4,232,434	4,382,471	4,337,943	4,293,548	4,340,279
13 中 央 市	2,100,385	2,153,493	2,200,633	2,401,449	2,417,578
14 市 川 三 郷 町	2,348,878	2,331,622	2,266,884	2,424,338	2,682,325
15 早 川 町	323,541	329,807	301,819	341,426	333,279
16 身 延 町	2,730,547	2,685,607	2,707,900	2,924,055	2,829,927
17 南 部 町	1,481,927	1,363,315	1,350,954	1,311,235	1,317,462
18 富 士 川 町	1,914,523	1,909,452	1,978,646	1,996,763	1,874,837
19 昭 和 町	1,003,232	1,079,672	1,129,628	1,254,182	1,368,684
20 道 志 村	209,362	214,838	206,445	218,510	201,945
21 西 桂 町	389,369	436,462	455,710	420,601	468,819
22 忍 野 村	582,047	568,450	618,816	642,670	569,927
23 山 中 湖 村	531,826	495,471	507,523	525,503	527,536
24 鳴 沢 村	248,287	243,242	277,197	267,348	264,342
25 富士河口湖町	2,102,705	2,264,872	2,372,965	2,463,482	2,376,818
26 小 菅 村	108,962	139,843	163,926	131,681	123,281
27 丹 波 山 村	150,449	114,598	121,754	118,103	113,738
広 域 連 合	87,307,387	88,649,218	89,937,090	93,778,104	94,016,788

(注) 療養給付費 = 診療費 (入院、入院外、歯科) + 調剤 + 食事生活 (医科・ 歯科) + 訪問看護の保険者負担分

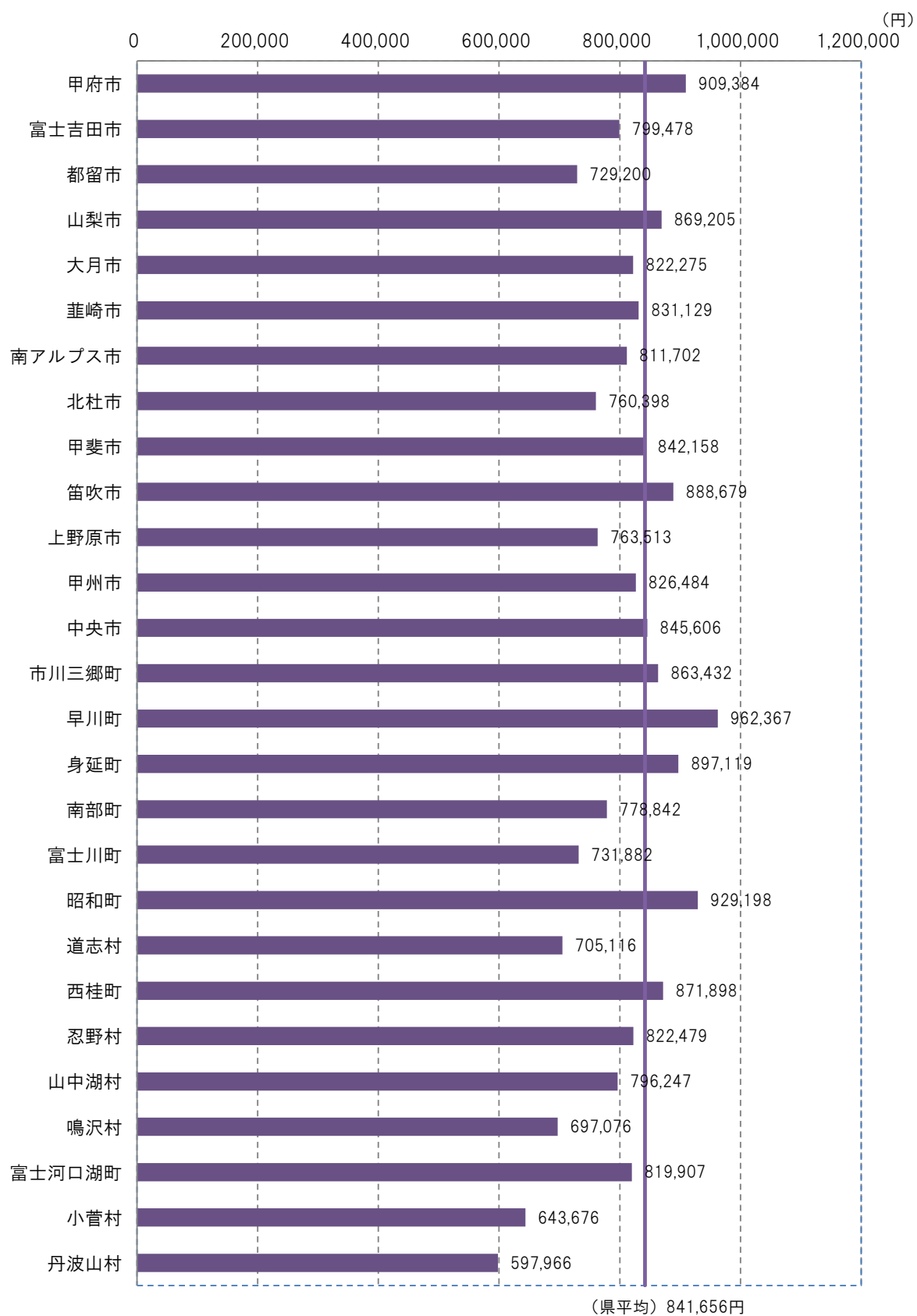
● 市町村別 1 人当たり医療費〔総額〕の状況

(単位：円、%)

市町村	27 年度 1 人当たり医療費	28 年度 1 人当たり医療費	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
1 甲 府 市	926,147	909,384	▲16,763	▲1.81
2 富 士 吉 田 市	816,796	799,478	▲17,318	▲2.12
3 都 留 市	727,067	729,200	2,133	0.29
4 山 梨 市	896,510	869,205	▲27,305	▲3.05
5 大 月 市	835,699	822,275	▲13,424	▲1.61
6 韭 崎 市	821,312	831,129	9,817	1.20
7 南アルプス市	814,306	811,702	▲2,604	▲0.32
8 北 杜 市	788,425	760,398	▲28,027	▲3.55
9 甲 斐 市	857,997	842,158	▲15,839	▲1.85
10 笛 吹 市	918,009	888,679	▲29,330	▲3.19
11 上 野 原 市	763,079	763,513	434	0.06
12 甲 州 市	821,425	826,484	5,059	0.62
13 中 央 市	864,677	845,606	▲19,071	▲2.21
14 市 川 三 郷 町	806,990	863,432	56,442	6.99
15 早 川 町	958,747	962,367	3,620	0.38
16 身 延 町	909,345	897,119	▲12,226	▲1.34
17 南 部 町	771,986	778,842	6,856	0.89
18 富 士 川 町	780,051	731,882	▲48,169	▲6.18
19 昭 和 町	887,298	929,198	41,900	4.72
20 道 志 村	754,743	705,116	▲49,627	▲6.58
21 西 桂 町	823,712	871,898	48,186	5.85
22 忍 野 村	934,715	822,479	▲112,236	▲12.01
23 山 中 湖 村	805,170	796,247	▲8,923	▲1.11
24 鳴 沢 村	719,751	697,076	▲22,675	▲3.15
25 富士河口湖町	866,801	819,907	▲46,894	▲5.41
26 小 菅 村	684,538	643,676	▲40,862	▲5.97
27 丹 波 山 村	622,337	597,966	▲24,371	▲3.92
広 域 連 合	854,936	841,656	▲13,280	▲1.55

※1 人当たり医療費〔総額〕＝ 医療費〔総額〕÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [平成 28 年度]



● 市町村別 1 人当たり医療費〔内訳〕の状況〔平成 28 年度〕

(単位：円)

市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤〔再掲〕			
1 甲 府 市	431,231	427,383	175,179	32,893	4,812	13,065
2 富 士 吉 田 市	350,496	408,603	168,505	26,441	1,020	12,918
3 都 留 市	349,364	345,071	140,820	23,490	1,258	10,017
4 山 梨 市	448,891	383,071	181,124	27,983	741	8,519
5 大 月 市	394,361	389,544	157,054	30,105	1,823	6,442
6 韭 崎 市	419,763	377,925	165,884	25,543	2,045	5,853
7 南アルプス市	397,198	376,714	158,154	26,393	2,860	8,537
8 北 杜 市	363,121	363,336	155,531	24,544	2,531	6,866
9 甲 斐 市	387,908	411,405	159,947	29,741	3,672	9,432
10 笛 吹 市	471,038	378,515	168,688	27,039	3,386	8,701
11 上 野 原 市	372,988	351,326	134,780	31,450	734	7,015
12 甲 州 市	432,030	360,870	136,920	24,642	1,128	7,814
13 中 央 市	419,171	388,075	164,127	27,258	4,737	6,365
14 市 川 三 郷 町	435,064	386,387	164,088	24,977	6,007	10,997
15 早 川 町	447,062	496,086	198,106	16,006	0	3,213
16 身 延 町	481,429	389,573	184,121	20,666	1,835	3,616
17 南 部 町	385,747	358,626	125,116	26,667	2,663	5,139
18 富 士 川 町	324,707	374,223	163,601	19,681	2,777	10,494
19 昭 和 町	468,732	416,273	176,493	30,143	4,416	9,634
20 道 志 村	354,369	324,573	96,429	23,543	369	2,262
21 西 桂 町	387,771	451,987	153,793	20,285	3,406	8,449
22 忍 野 村	396,059	381,277	153,066	31,189	1,693	12,261
23 山 中 湖 村	357,305	402,821	168,630	27,670	582	7,869
24 鳴 沢 村	287,178	360,374	151,207	42,348	107	7,069
25 富士河口湖町	340,776	437,172	175,864	23,073	4,271	14,615
26 小 菅 村	322,742	296,745	71,570	23,308	0	881
27 丹 波 山 村	299,373	271,801	73,877	25,490	637	665
広 域 連 合	408,337	392,869	163,422	27,870	3,002	9,578

(注) 1 人当たり医療費〔内訳〕＝ 医療費〔各内訳の合計〕÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [平成 28 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計	療養費の内訳				
		一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲府市	13,065	13	702	3,694	7,535	1,121
2 富士吉田市	12,918	11	605	6,100	5,801	401
3 都留市	10,017	0	860	3,247	5,528	382
4 山梨市	8,519	44	560	4,520	2,524	871
5 大月市	6,442	7	719	2,517	3,192	7
6 韭崎市	5,853	0	821	2,114	2,403	515
7 南アルプス市	8,537	2	911	3,770	3,599	255
8 北杜市	6,866	2	503	2,152	3,167	1,042
9 甲斐市	9,432	3	683	3,989	3,937	820
10 笛吹市	8,701	10	737	3,181	3,916	857
11 上野原市	7,015	1	1,133	2,772	3,101	8
12 甲州市	7,814	77	448	4,540	2,271	478
13 中央市	6,365	0	531	2,753	2,882	199
14 市川三郷町	10,997	179	790	4,446	3,282	2,300
15 早川町	3,213	0	1,111	2,102	0	0
16 身延町	3,616	4	818	1,240	1,231	323
17 南部町	5,139	0	852	1,354	2,806	127
18 富士川町	10,494	16	728	4,148	4,969	633
19 昭和町	9,634	9	536	4,428	4,256	405
20 道志村	2,262	0	853	402	1,007	0
21 西桂町	8,449	0	759	2,959	3,671	1,060
22 忍野村	12,261	0	525	2,493	8,822	421
23 山中湖村	7,869	0	933	3,475	1,946	1,515
24 鳴沢村	7,069	111	777	2,401	3,753	27
25 富士河口湖町	14,615	80	1,192	6,097	5,239	2,007
26 小菅村	881	0	674	207	0	0
27 丹波山村	665	0	163	502	0	0
広域連合	9,578	19	721	3,572	4,507	759

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況〔平成 28 年度〕

(単位：円、％)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人
1 甲 府 市	76.62	18.17	531,253	29,247	407,066	1675.38	1.73	15,054	8,719	252,204
2 富 士 吉 田 市	63.22	15.81	526,957	33,332	333,129	1536.59	1.87	15,625	8,368	240,099
3 都 留 市	73.62	16.35	445,996	27,282	328,334	1196.16	1.57	17,076	10,862	204,251
4 山 梨 市	85.17	17.63	496,952	28,191	423,268	1345.77	1.70	15,006	8,848	201,947
5 大 月 市	75.58	16.81	493,547	29,356	373,031	1348.36	1.69	17,242	10,223	232,490
6 韭 崎 市	80.60	17.80	489,963	27,524	394,895	1503.96	1.72	14,099	8,195	212,040
7 南アルプス市	72.81	17.86	515,331	28,855	375,203	1535.47	1.68	14,234	8,478	218,560
8 北 杜 市	73.48	16.61	464,950	27,987	341,656	1303.03	1.54	15,948	10,349	207,805
9 甲 斐 市	68.45	17.79	536,647	30,168	367,351	1662.18	1.62	15,128	9,369	251,458
10 笛 吹 市	81.10	17.47	550,315	31,501	446,288	1451.00	1.63	14,461	8,889	209,828
11 上 野 原 市	73.74	17.31	475,807	27,493	350,857	1347.87	1.71	16,066	9,402	216,546
12 甲 州 市	80.40	17.69	507,569	28,698	408,073	1319.03	1.65	16,978	10,318	223,950
13 中 央 市	74.46	18.16	531,231	29,249	395,561	1508.49	1.61	14,846	9,241	223,948
14 市川三郷町	83.09	17.89	493,567	27,591	410,108	1350.52	1.81	16,460	9,110	222,299
15 早 川 町	94.64	17.07	445,067	26,076	421,203	1308.58	1.67	22,771	13,649	297,980
16 身 延 町	95.30	17.87	474,615	26,561	452,317	1213.60	1.76	16,929	9,646	205,451
17 南 部 町	74.32	17.17	488,622	28,461	363,151	1443.76	1.54	16,174	10,510	233,510
18 富 士 川 町	69.18	15.80	442,954	28,043	306,429	1483.75	1.64	14,195	8,668	210,623
19 昭 和 町	75.60	17.84	589,595	33,059	445,756	1614.74	1.74	14,850	8,555	239,781
20 道 志 村	76.43	15.40	437,500	28,401	334,395	1298.09	1.36	17,575	12,901	228,145
21 西 桂 町	70.79	15.22	522,069	34,310	369,575	1471.82	1.70	20,260	11,925	298,195
22 忍 野 村	73.15	17.19	511,812	29,771	374,381	1532.01	1.76	14,896	8,445	228,211
23 山 中 湖 村	63.79	15.18	534,569	35,214	340,980	1403.02	1.66	16,692	10,064	234,191
24 鳴 沢 村	56.25	13.49	485,587	36,004	273,143	1388.70	1.57	15,062	9,585	209,167
25 富士河口湖町	59.22	15.43	547,800	35,503	324,403	1494.35	1.88	17,486	9,320	261,308
26 小 菅 村	64.90	17.16	466,809	27,199	302,977	1498.08	1.55	15,031	9,703	225,176
27 丹 波 山 村	60.19	16.98	467,658	27,535	281,503	1387.86	1.64	14,261	8,673	197,924
広 域 連 合	75.49	17.43	510,908	29,315	385,670	1485.65	1.69	15,444	9,141	229,447

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	212.41	2.10	15,485	7,371	32,893	1964.42	2.41	35,235	14,632	692,162
2 富 士 吉 田 市	174.84	2.28	15,123	6,634	26,441	1774.65	2.41	33,791	14,052	599,668
3 都 留 市	149.06	1.95	15,758	8,072	23,490	1418.84	2.38	39,192	16,476	556,075
4 山 梨 市	180.04	1.86	15,542	8,364	27,983	1610.99	2.56	40,546	15,861	653,197
5 大 月 市	204.47	2.17	14,723	6,777	30,105	1628.41	2.45	39,033	15,934	635,626
6 韭 崎 市	164.43	2.08	15,534	7,459	25,543	1748.98	2.50	36,163	14,491	632,479
7 南アルプス市	172.92	2.15	15,263	7,114	26,393	1781.20	2.39	34,817	14,595	620,156
8 北 杜 市	174.72	1.93	14,047	7,276	24,544	1551.23	2.30	37,003	16,097	574,005
9 甲 斐 市	204.99	2.06	14,509	7,057	29,741	1935.62	2.23	33,506	15,002	648,550
10 笛 吹 市	174.61	2.15	15,485	7,213	27,039	1706.71	2.43	40,028	16,453	683,155
11 上 野 原 市	207.14	2.11	15,183	7,185	31,450	1628.75	2.47	36,768	14,907	598,852
12 甲 州 市	155.41	1.99	15,857	7,958	24,642	1554.83	2.51	42,234	16,829	656,666
13 中 央 市	200.48	2.20	13,596	6,195	27,258	1783.44	2.36	36,265	15,342	646,767
14 市川三郷町	151.65	2.25	16,470	7,321	24,977	1585.26	2.69	41,469	15,403	657,384
15 早 川 町	105.90	1.96	15,114	7,713	16,006	1509.12	2.65	48,717	18,353	735,188
16 身 延 町	129.56	2.12	15,951	7,526	20,666	1438.46	2.86	47,164	16,517	678,434
17 南 部 町	184.15	1.69	14,481	8,553	26,667	1702.23	2.24	36,618	16,362	623,328
18 富 士 川 町	136.14	2.15	14,456	6,723	19,681	1689.07	2.26	31,777	14,068	536,733
19 昭 和 町	208.30	2.11	14,471	6,864	30,143	1898.64	2.42	37,694	15,591	715,679
20 道 志 村	208.28	2.06	11,304	5,496	23,543	1582.80	2.13	37,028	17,370	586,083
21 西 桂 町	132.99	1.96	15,253	7,767	20,285	1675.60	2.29	41,063	17,923	688,054
22 忍 野 村	207.67	2.02	15,018	7,443	31,189	1812.83	2.42	34,961	14,474	633,781
23 山 中 湖 村	194.93	2.28	14,195	6,228	27,670	1661.73	2.25	36,278	16,120	602,841
24 鳴 沢 村	250.48	1.57	16,907	10,801	42,348	1695.43	1.97	30,945	15,742	524,658
25 富士河口湖町	150.59	2.24	15,322	6,833	23,073	1704.16	2.38	35,724	15,013	608,785
26 小 菅 村	156.73	2.10	14,871	7,077	23,308	1719.71	2.19	32,067	14,651	551,461
27 丹 波 山 村	136.41	2.28	18,686	8,192	25,490	1584.47	2.28	31,867	13,965	504,917
広 域 連 合	183.59	2.09	15,180	7,274	27,870	1744.73	2.41	36,853	15,278	642,987

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付〔年3回〕

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ10割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

<平成28年度医療費通知送付状況>

送付月	送付件数
平成28年07月	113,863件
平成28年11月	114,600件
平成29年03月	115,363件
合 計	343,826件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付〔毎月〕

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
26年度	38,033件
27年度	36,357件
28年度	31,817件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
24年度	581件	82,212,876円
25年度	780件	104,985,218円
26年度	987件	159,765,056円
27年度	908件	120,656,586円
28年度	1,034件	153,899,974円

(4) 重複・頻回受診者への訪問指導

重複・頻回受診者に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診 ※3か月連続してレセプト4枚以上（同一診療科3枚以上または同一疾病複数枚）	95人
頻回受診 ※3か月連続して受診回数15回以上	61人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等につなげる他、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 長寿健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

＜長寿健康増進事業実施状況＞

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
24 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	43,168,000 円
25 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	46,618,000 円
26 年度	9 市町村	10 事業	認知症予防教室、健康づくり教室、人間ドック等健診事業	56,887,000 円
27 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	56,887,000 円
28 年度	10 市町村	10 事業	健康づくり教室、人間ドック等健診事業	56,887,000 円

(2) 健康診査事業

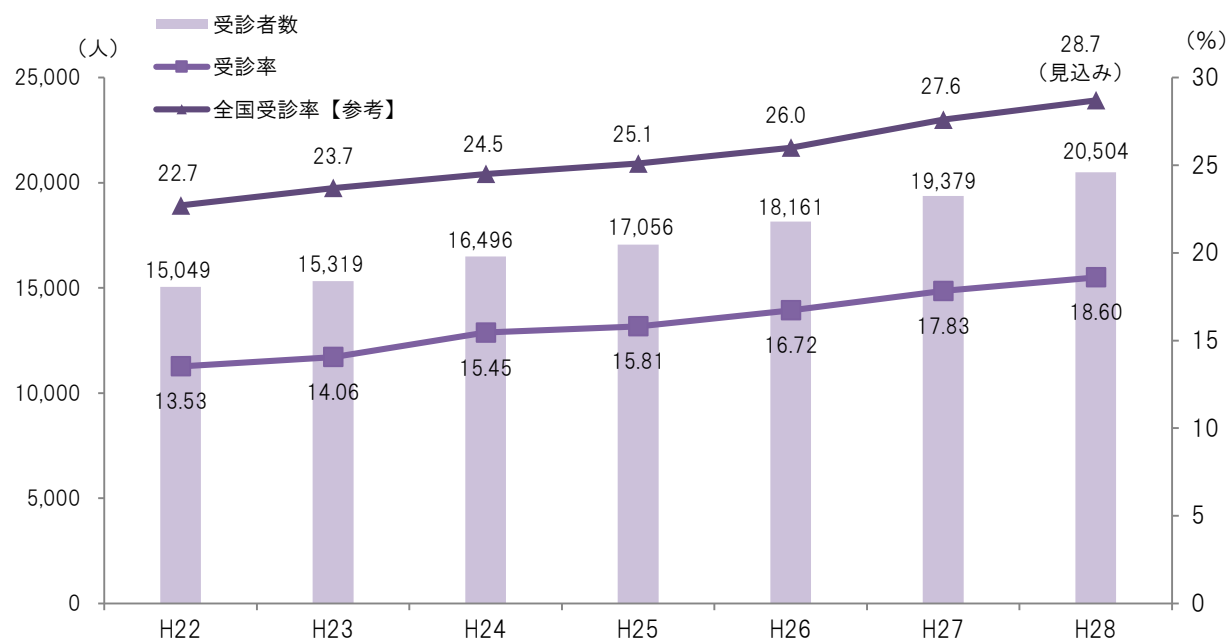
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
目 標 値 (計画)	受 診 率	15.5%	15.9%	16.9%	17.5%	18.7%
	対象者数	110,038 人	111,217 人	108,543 人	108,957 人	107,717 人
	実施者数	17,057 人	17,642 人	18,347 人	19,027 人	20,183 人
実 績 (結果)	受 診 率	15.45%	15.81%	16.72%	17.83%	18.60%
	対象者数	106,770 人	107,847 人	108,602 人	108,658 人	110,256 人
	実施者数	16,496 人	17,056 人	18,161 人	19,379 人	20,504 人
健康診査事業費補助金額		41,848,000 円	45,016,000 円	52,086,000 円	58,364,000 円	62,212,000 円

● 健康診査受診者数と受診率の推移



● 市町村別交付額の状況 [平成 28 年度]

(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数
1 甲 府 市	24,398	1,797	7.37	5,952,000	1,688
2 富 士 吉 田 市	6,326	625	9.88	2,110,000	
3 都 留 市	4,101	789	19.24	2,342,000	
4 山 梨 市	5,521	267	4.84	812,000	207
5 大 月 市	4,296	549	12.78	1,758,000	
6 韮 崎 市	3,952	1,090	27.58	3,582,000	
7 南アルプス市	8,259	2,645	32.03	7,956,000	
8 北 杜 市	7,884	2,018	25.60	5,017,000	
9 甲 斐 市	6,402	1,649	25.76	5,001,000	741
10 笛 吹 市	8,810	1,871	21.24	5,554,000	
11 上 野 原 市	3,582	433	12.09	1,274,000	127
12 甲 州 市	5,546	952	17.17	2,874,000	
13 中 央 市	2,668	515	19.30	1,667,000	
14 市 川 三 郷 町	3,181	1,059	33.29	3,246,000	
15 早 川 町	318	135	42.45	457,000	3
16 身 延 町	3,245	985	30.35	3,023,000	
17 南 部 町	1,848	718	38.85	2,168,000	
18 富 士 川 町	2,676	929	34.72	2,837,000	
19 昭 和 町	1,483	571	38.50	1,841,000	
20 道 志 村	302	107	35.43	299,000	3
21 西 桂 町	539	67	12.43	177,000	
22 忍 野 村	649	159	24.50	474,000	36
23 山 中 湖 村	687	217	31.59	698,000	
24 鳴 沢 村	307	20	6.51	60,000	32
25 富士河口湖町	2,908	234	8.05	697,000	
26 小 菅 村	176	54	30.68	178,000	
27 丹 波 山 村	192	49	25.52	158,000	7
広 域 連 合	110,256	20,504	18.60	62,212,000	2,844

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	—	—	—	2.56%	2.23%
	対象者数	—	—	—	112,152 人	113,169 人
	実施者数	—	—	—	2,869 人	2,527 人
実 績 (結 果)	受 診 率	—	—	0.37%	1.74%	1.75%
	対象者数	—	—	108,602 人	108,658 人	110,256 人
	実施者数	—	—	399 人	1,888 人	1,932 人
健康診査事業費補助金額		—	—	406,000 円	3,336,000 円	3,668,000 円

● 市町村別交付額の状況（歯科） [平成 28 年度]

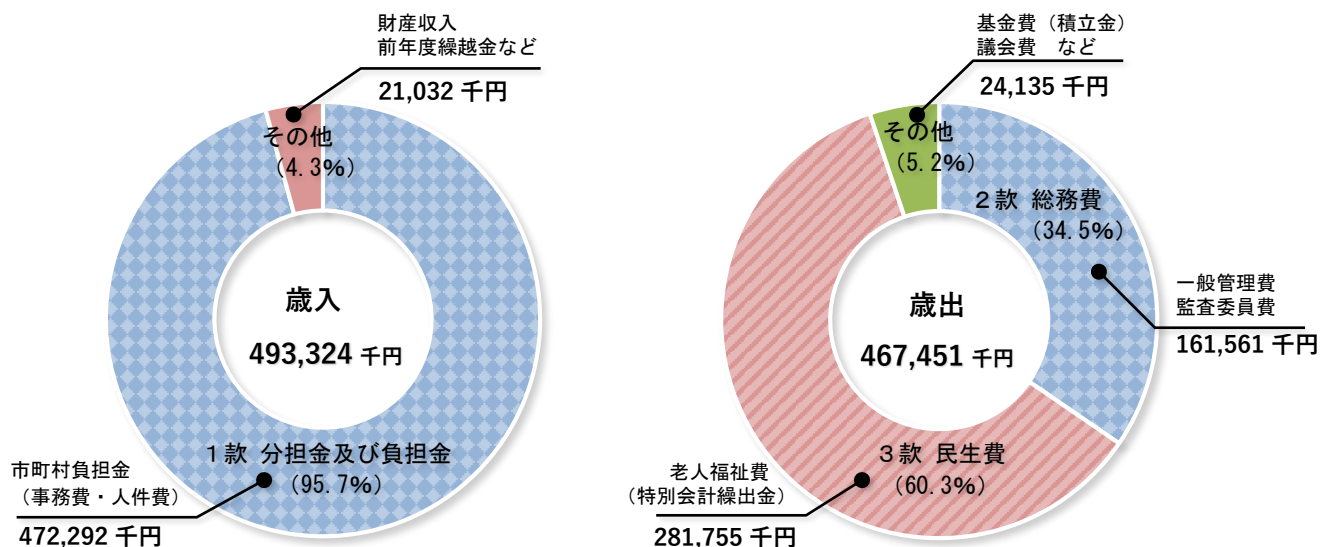
(単位：人、%、円)

市町村		対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1	甲 府 市	24,398	590	2.42	1,307,000
2	大 月 市	4,296	52	1.21	123,000
3	南アルプス市	8,259	206	2.49	109,000
4	甲 斐 市	6,402	117	1.83	228,000
5	笛 吹 市	8,810	608	6.90	1,344,000
6	甲 州 市	5,546	23	0.41	52,000
7	富 士 川 町	2,676	133	4.97	70,000
8	忍 野 村	649	3	0.46	2,000
9	富 士 河 口 湖 町	2,908	200	6.88	433,000

8 決算の状況〔平成 28 年度〕

（１）一般会計

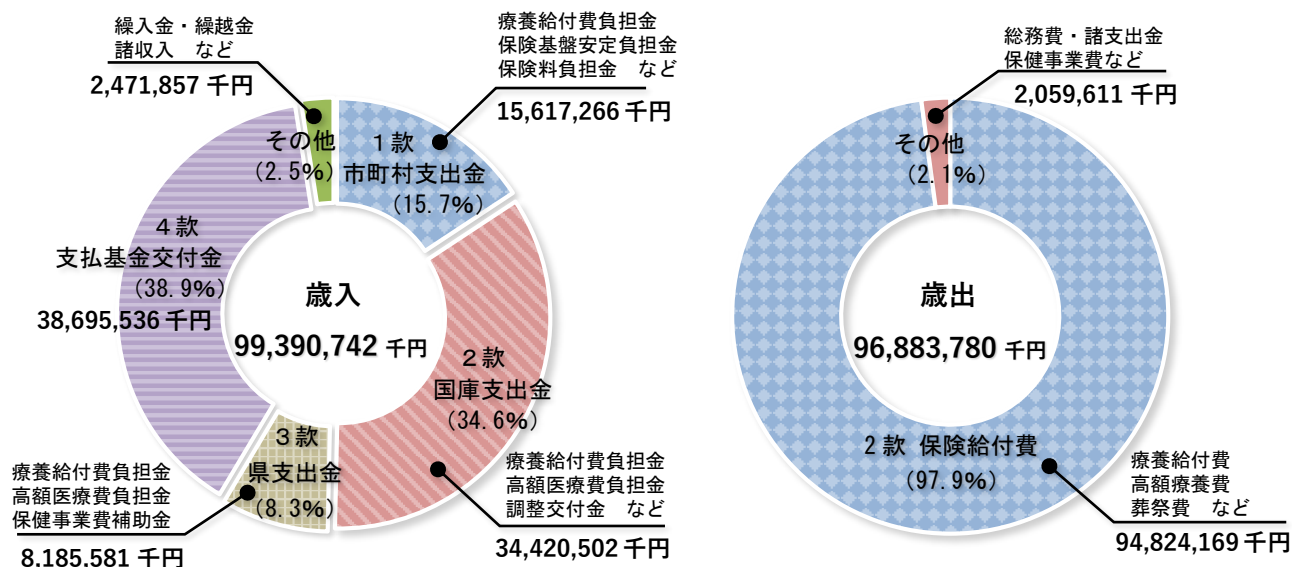
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（１款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の６割を占める特別会計への繰出金（３款 民生費）が主なものです。



（２）後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条）

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の 9 割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23 年度	81,375,965	10,238,561	0
24 年度	33,755,573	▲47,620,392	0
25 年度	42,754,419	8,998,846	0
26 年度	57,636,118	14,881,699	0
27 年度	71,091,357	13,455,239	0
28 年度	94,231,970	23,140,613	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23 年度	876,475,780	294,295,345	681
24 年度	435,097,489	▲441,378,291	▲757,221,237
25 年度	1,192,795,557	757,698,068	▲4,327,625
26 年度	1,188,997,312	▲3,798,245	219,604,620
27 年度	1,409,191,686	220,194,374	399,644,246
28 年度	1,809,203,620	400,011,934	0

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
23 年度	899,092,947	0.09%	0
24 年度	1,153,772,536	0.09%	0
25 年度	1,408,459,911	0.09%	0
26 年度	1,409,372,314	—	0
27 年度	1,410,678,728	—	0
28 年度	1,412,010,046	—	0

※ 26 年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	27 年度	28 年度	27～28 増減額	27～28 増減率
1 款 分担金及び負担金	479,981,844	472,292,444	▲7,689,400	▲1.60
市町村負担金	479,981,844	472,292,444	▲7,689,400	▲1.60
4 款 財産収入	159,323	16,613	▲142,710	▲89.57
利子及び配当金	159,323	16,613	▲142,710	▲89.57
5 款 繰入金	0	0	0	—
財政調整基金繰入金	0	0	0	—
6 款 繰越金	15,706,745	20,977,889	5,271,144	33.56
繰越金	15,706,745	20,977,889	5,271,144	33.56
7 款 諸収入	122,931	37,194	▲85,737	▲69.74
預金利子	122,911	36,424	▲86,487	▲70.37
雑入	20	770	750	3,750.00
歳 入 計	495,970,843	493,324,140	▲2,646,703	▲0.53

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	27 年度	28 年度	27～28 増減額	27～28 増減率
1 款 議会費	1,131,806	994,383	▲137,423	▲12.14
議会費	1,131,806	994,383	▲137,423	▲12.14
2 款 総務費	164,251,894	161,560,809	▲2,691,085	▲1.64
一般管理費	163,949,582	161,326,481	▲2,623,101	▲1.60
公平委員会費	16,332	0	▲16,332	皆減
選挙管理委員会費	33,588	0	▲33,588	皆減
監査委員費	252,392	234,328	▲18,064	▲7.16
3 款 民生費	296,022,931	281,755,673	▲14,267,258	▲4.82
老人福祉費	296,022,931	281,755,673	▲14,267,258	▲4.82
4 款 諸支出金	13,586,323	23,140,613	9,554,290	70.32
財政調整基金費	13,455,239	23,140,613	9,685,374	71.98
臨時特例基金費	131,084	—	▲131,084	皆減
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	474,992,954	467,451,478	▲7,541,476	▲1.59
歳入歳出差引額	20,977,889	25,872,662	4,894,773	23.33

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	27 年度	28 年度	27～28 増減額	27～28 増減率
1 款 市町村支出金	15,316,312,471	15,617,265,449	300,952,978	1.96
保険料等負担金	5,833,963,522	6,097,914,318	263,950,796	4.52
療養給付費負担金	7,502,331,598	7,507,786,773	5,455,175	0.07
保険基盤安定負担金	1,980,017,351	2,011,564,358	31,547,007	1.59
2 款 国庫支出金	34,091,338,188	34,420,501,961	329,163,773	0.97
療養給付費負担金	24,104,596,639	24,312,666,107	208,069,468	0.86
高額医療費負担金	314,890,963	370,170,292	55,279,329	17.56
調整交付金	9,093,138,000	9,027,698,000	▲65,440,000	▲0.72
事業費補助金	21,590,982	22,846,063	1,255,081	5.81
円滑運営臨時特例交付金	556,581,604	686,092,499	129,510,895	23.27
災害臨時特例補助金	0	3,000	3,000	皆増
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	540,000	1,026,000	486,000	90.00
3 款 県支出金	7,865,186,879	8,185,581,115	320,394,236	4.07
療養給付費負担金	7,519,445,916	7,752,681,730	233,235,814	3.10
高額医療費負担金	314,890,963	399,959,385	85,068,422	27.02
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	30,850,000	32,940,000	2,090,000	6.77
4 款 支払基金交付金	38,519,803,469	38,695,536,349	175,732,880	0.46
後期高齢者交付金	38,519,803,469	38,695,536,349	175,732,880	0.46
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	14,485,314	21,441,257	6,955,943	48.02
特別高額医療費共同事業交付金	14,485,314	21,441,257	6,955,943	48.02
6 款 財産収入	589,754	367,688	▲222,066	▲37.65
利子及び配当金	589,754	367,688	▲222,066	▲37.65
7 款 繰入金	439,780,633	281,755,673	▲158,024,960	▲35.93
一般会計繰入金	296,022,931	281,755,673	▲14,267,258	▲4.82
臨時特例基金繰入金	143,757,702	—	▲143,757,702	皆減
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	0	0	—
8 款 繰越金	3,193,579,173	1,979,289,936	▲1,214,289,237	▲38.02
繰越金	3,193,579,173	1,979,289,936	▲1,214,289,237	▲38.02
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	137,587,792	189,002,886	51,415,094	37.37
延滞金	302,954	264,883	▲38,071	▲12.57
過料	0	0	0	—
加算金	0	0	0	—
預金利子	3,061,065	794,458	▲2,266,607	▲74.05
第三者納付金	120,680,586	153,903,974	33,223,388	27.53
返納金	13,543,187	34,039,571	20,496,384	151.34
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	99,578,663,673	99,390,742,314	▲187,921,359	▲0.19

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	27 年度	28 年度	27～28 増減額	27～28 増減率
1 款 総務費	309,843,118	294,147,673	▲15,695,445	▲5.07
一般管理費	309,843,118	294,147,673	▲15,695,445	▲5.07
2 款 保険給付費	94,541,884,382	94,824,169,060	282,284,678	0.30
療養給付費	88,843,082,748	88,986,870,393	143,787,645	0.16
訪問看護療養費	266,106,714	325,201,628	59,094,914	22.21
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	0	0	—
審査支払手数料	271,461,820	265,008,588	▲6,453,232	▲2.38
療養費	1,058,158,721	1,037,558,076	▲20,600,645	▲1.95
高額療養費	3,676,157,031	3,766,346,783	90,189,752	2.45
高額介護合算療養費	69,417,348	90,033,592	20,616,244	29.70
葬祭費	357,500,000	353,150,000	▲4,350,000	▲1.22
4 款 特別高額医療費共同事業拠出金	10,922,541	17,106,984	6,184,443	56.62
共同事業拠出金	10,857,691	17,042,826	6,185,135	56.97
共同事業事務費拠出金	64,850	64,158	▲692	▲1.07
5 款 保健事業費	118,637,000	122,817,000	4,180,000	3.52
健康診査費	61,700,000	65,880,000	4,180,000	6.77
その他健康保持増進費	56,937,000	56,937,000	0	0.00
6 款 基金積立金	400,234,000	367,688	▲399,866,312	▲99.91
医療給付基金積立金	400,234,000	367,688	▲399,866,312	▲99.91
7 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
8 款 諸支出金	2,217,852,696	1,625,172,013	▲592,680,683	▲26.72
保険料還付金	16,928,640	16,328,330	▲600,310	▲3.55
償還金	2,200,747,256	1,608,754,483	▲591,992,773	▲26.90
還付加算金	176,800	89,200	▲87,600	▲49.55
9 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	97,599,373,737	96,883,780,418	▲715,593,319	▲0.73
歳入歳出差引額	1,979,289,936	2,506,961,896	527,671,960	26.66

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年 00 月	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） ① 国民健康保険の安定化 ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し ・ 都道府県が、地域医療構想と整合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	● 平成 28・29 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）

後期高齢者医療制度の概要（平成 28 年度版）

平成 29 年 10 月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671 / Fax 055-235-6373
